

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例【総務局人事部人事課】	8
○ 北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例【総務局人事部給与課】	9
○ 北九州市旅費条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例【総務局人事部給与課】	42
○ 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例【総務局人事部給与課】	44
○ 北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局総務部総務課】	46
○ 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】	47
○ 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部保育課】	48
○ 北九州市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例【消防局総務部総務課】	49
○ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局教職員部教職員給与課】	50
○ 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局教職員部教職員給与課】	72
○ 北九州市議会議員選挙選挙公報発行に関する条例【市議会事務局政策調査課】	73
◇ 規 則	
○ 北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局総務部総務課】	75

- 北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【総務局人事部給与課】 77
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【教育委員会事務局教職員部教職員給与課】 78

◇ 告 示

- 新たに生じた土地の確認【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 79
- 町の区域の変更【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 80

◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の貸付け【建設局道路部道路維持課】 81
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 84

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 89

◇ 交 通 局

- 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 97

◇ 公営競技局

- 北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】 109

◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市議会議員選挙選挙公報発行に関する規程【行政委員会事務局選挙課】 117

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

自己啓発等休業を申請することができる要件のうち、職員としての在職期間を短縮するため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和元年12月20日から施行することにしました。

◇北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 職員の給与を平均0.14パーセント引き上げることにしました。
- 2 住居手当を次のとおり改定することにしました。
 - (1) 手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、月額1万6,000円とする。
 - (2) 支給月額の上限を1,000円引き上げ、2万8,000円とする。
 - (3) 改定後の支給月額が改定前の支給月額から2,000円を超える減額となる者について、1年間に限り減額幅を2,000円とする経過措置を設ける。
- 3 行政職給料表の職務の級2級及び3級について、号給を増設することにしました。

この条例のうち、1については平成31年4月1日から適用し、2及び3については令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市旅費条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等が勤務地内において出張する場合に支給する日当を廃止することにしました。

この条例は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇地方公務員及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

第1号会計年度任用職員の報酬等の支払方法に口座振替の方法を追加するため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和元年12月20日から施行することにしました。

◇北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 災害援護資金の償還金の支払猶予又は償還免除をするか否かを判断するために必要があるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者等の収入又は資産の状況について、貸付けを受けた者等に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができることにしました。
- 2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として北九州市災害弔慰金等支給審査委員会を設置することにしました。

この条例は、1については、令和元年12月20日から、2については、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 幼保連携型認定こども園の園舎の設備の基準のうち、保育室等を3階以上に設ける園舎に係る基準を変更することにしました。
- 2 幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭に必要な資格に係る特例の期限を5年間延長することにしました。

この条例は、1については令和元年12月20日から、2については令和2年4月1日から施行することにしました。

**◇北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例**

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所の設備の基準のうち、保育室等を3階以上に設ける建物に係る基準を変更することにしました。

この条例は、令和元年12月20日から施行することにしました。

◇北九州市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例
八幡西消防署の位置を次のとおり変更することにしました。

改正前	改正後
北九州市八幡西区相生町15番2 5号	北九州市八幡西区相生町19番1 9号

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市災害弔慰金の支給等に関する施行規則の一部を改正する規則

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 破産手続開始の決定等を受けた者が、災害援護資金の償還免除を受けようとする場合に必要な事項を定めることにしました。
- 2 北九州市災害弔慰金等支給審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることにしました。

この規則は、1については令和元年12月20日から、2については令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 教職員の給与を次のとおり改定することにしました。
 - (1) 教育職給料表の適用を受ける教職員の給与を平均0.09パーセント引き上げる。
 - (2) 行政職給料表及び医療職給料表の適用を受ける教職員の給与を平均0.14パーセント引き上げる。
- 2 住居手当を次のとおり改定することにしました。
 - (1) 手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、月額1万6,000円とする。
 - (2) 支給月額の上限を1,000円引き上げ、2万8,000円とする。
 - (3) 改定後の支給月額が改定前の支給月額から2,000円を超える減額となる者について、1年間に限り減額幅を2,000円とする経過措置を設ける。
- 3 行政職給料表の職務の級2級及び3級について、号給を増設することにしました。

この条例のうち、1については平成31年4月1日から適用し、2及び3については令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
教員特殊業務手当を次のとおり改定することにしました。

区 分	改正前	改正後
学校の管理下において行われる部活動における生徒等に対する指導業務で週休日等に行うものに従事したとき	日額3,600円	日額2,700円

この条例は、令和2年1月1日から施行することにしました。

◇北九州市議会議員選挙選挙公報発行に関する条例

北九州市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるため、北九州市議会議員選挙選挙公報発行に関する条例を制定することにした。

この条例は、令和元年12月20日から施行することにした。

◇北九州市災害弔慰金の支給等に関する施行規則の一部を改正する規則

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにした。

- 1 破産手続開始の決定等を受けた者が、災害援護資金の償還免除を受けようとする場合に必要な事項を定めることにした。
- 2 北九州市災害弔慰金等支給審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることにした。

この規則は、1については令和元年12月20日から、2については令和2年4月1日から施行することにした。

北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和元年 1 2 月 2 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 3 7 号

北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条
例

北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 2 1 年北九州市条例第 6
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「3 年」を「2 年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 3 8 号

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 北九州市職員の給与に関する条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 6 までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	152,400	222,600	252,600	260,400	306,700	344,100	410,300
	2	153,500	224,600	254,600	262,500	309,000	346,800	413,100
	3	154,600	226,600	256,500	264,600	311,200	349,600	415,800
	4	155,700	228,600	258,500	267,000	313,600	352,400	418,500
	5	156,900	230,700	260,400	269,200	315,800	355,000	421,300
	6	158,200	232,700	262,500	271,500	318,200	357,900	424,500
	7	159,400	234,700	264,600	273,800	320,400	360,700	427,700
	8	160,700	236,700	267,000	276,100	322,900	363,500	430,800
	9	161,800	238,700	269,000	278,400	325,100	366,400	434,000
	10	163,500	240,600	271,300	280,600	327,500	369,000	437,300
	11	165,100	242,100	273,600	282,700	329,700	371,500	440,600
	12	166,800	243,600	275,900	285,000	332,200	374,100	443,900
	13	168,600	244,300	278,000	287,300	334,300	376,700	447,200
	14	170,400	245,900	280,200	289,800	336,400	379,500	450,500
	15	172,100	247,400	282,300	292,200	338,600	382,300	453,800
	16	173,900	249,000	284,600	294,400	340,800	385,200	457,100
	17	175,600	250,500	286,700	296,600	343,000	387,900	460,400
	18	177,500	252,200	289,100	299,100	345,300	390,800	463,800
	19	179,300	253,800	291,400	301,500	347,700	393,700	467,100
	20	181,200	255,500	293,500	304,000	350,200	396,500	470,400
	21	183,000	257,300	295,900	306,100	352,400	399,300	473,800
	22	184,900	259,100	298,200	308,400	354,900	401,900	477,200
	23	186,700	261,000	300,400	310,600	357,400	404,500	480,700
	24	188,600	263,000	302,700	313,000	359,700	407,200	484,100
	25	190,600	264,700	304,700	315,100	362,200	409,500	487,200
	26	192,500	266,800	306,700	317,400	364,500	412,000	490,600
	27	194,400	268,800	308,800	319,500	366,700	414,500	494,000
	28	196,300	270,800	310,900	321,900	369,000	417,100	497,500
	29	198,300	272,600	312,800	324,100	371,100	419,600	500,700
	30	200,200	274,500	314,700	326,300	373,600	422,100	504,200
	31	202,100	276,300	316,600	328,500	376,000	424,600	507,700
	32	204,000	278,300	318,700	330,900	378,500	427,000	511,300
	33	206,000	280,200	320,800	332,900	380,700	429,400	514,500
	34	207,900	282,300	322,800	334,900	383,000	431,900	517,800
	35	209,800	284,400	324,600	337,000	385,300	434,400	521,100
	36	211,700	286,100	326,700	339,100	387,600	436,900	524,500
	37	213,600	288,100	328,500	341,200	389,700	439,300	527,600
	38	215,600	290,100	330,300	343,400	392,000	441,800	529,700
	39	217,600	292,200	332,200	345,700	394,300	444,200	531,800
	40	219,600	294,300	333,900	348,000	396,700	446,600	533,900
	41	221,400	296,300	335,800	350,100	398,900	449,200	535,900
	42	223,400	298,300	337,500	352,400	401,000	451,400	536,800

	43	225,400	300,200	339,300	354,700	403,100	453,600	537,700
	44	227,400	302,300	341,100	356,900	405,100	455,800	538,600
	45	229,100	304,300	342,800	359,100	407,100	457,900	539,500
	46	231,100	306,200	344,600	361,300	409,100	459,700	540,200
	47	233,100	308,100	346,400	363,400	411,100	461,600	540,800
	48	235,100	310,100	348,100	365,600	413,200	463,500	541,500
	49	236,800	312,300	349,900	367,600	415,100	465,000	542,500
	50	238,700	314,100	351,500	369,600	416,800	466,700	543,300
	51	240,200	315,700	353,100	371,600	418,600	468,400	544,200
	52	241,700	317,600	354,800	373,600	420,400	470,200	545,000
	53	242,200	319,200	356,300	375,500	421,900	471,900	545,400
	54	243,500	320,900	357,800	377,300	423,500	473,700	545,700
	55	244,700	322,700	359,200	379,200	425,200	475,500	546,600
	56	246,000	324,300	360,700	381,100	426,900	477,200	547,700
	57	247,200	326,100	362,200	382,600	428,400	478,900	548,500
	58	248,600	327,400	363,500	384,200	429,900	480,600	
	59	249,900	328,800	364,900	385,900	431,300	482,300	
	60	251,300	330,100	366,300	387,500	432,800	484,100	
	61	252,600	331,500	367,400	389,000	434,300	485,700	
	62	254,000	332,800	368,600	390,200	435,300	487,100	
再任	63	255,500	334,000	369,900	391,400	436,400	488,300	
用職	64	257,200	335,200	371,200	392,700	437,400	489,400	
員以	65	258,600	336,400	372,300	393,800	438,200	490,100	
外の	66	260,200	337,600	373,200	394,800	439,200	490,500	
職員	67	261,800	338,800	374,200	395,900	440,200	490,900	
	68	263,500	340,100	375,200	397,000	441,200	491,200	
	69	264,800	341,200	376,000	397,900	442,000	491,500	
	70	266,100	342,500	376,900	398,800	443,000	491,700	
	71	267,200	343,700	377,800	399,700	444,000	492,000	
	72	268,500	344,900	378,700	400,600	445,000	492,300	
	73	269,900	346,200	379,500	401,300	445,900	492,800	
	74	271,200	347,400	380,300	402,200	446,800	493,000	
	75	272,600	348,700	381,200	403,100	447,800	493,300	
	76	273,700	350,000	382,100	404,000	448,800	493,400	
	77	274,800	351,100	382,800	404,700	449,400	493,700	
	78	276,000	352,100	383,600	405,600	450,400	493,900	
	79	277,300	353,100	384,400	406,500	451,100	494,800	
	80	278,600	354,100	385,200	407,400	451,700	495,700	
	81	279,600	354,900	385,500	408,100	451,900	496,600	
	82	280,500	355,800	386,200	408,900	452,200		
	83	281,500	356,700	387,000	409,800	452,600		
	84	282,600	357,600	387,800	410,700	452,900		
	85	283,500	358,400	388,400	411,300	453,200		
	86	284,400	359,100	389,000	412,200	453,400		
	87	285,300	359,800	389,600	413,100	453,600		
	88	286,400	360,600	390,300	414,000	453,900		
	89	287,300	361,500	390,900	414,600	454,300		
	90	287,800	362,300	391,600	415,400	454,600		
	91	288,300	363,100	392,300	416,200	455,000		

92	288,900	363,900	393,000	417,100	455,200		
93	289,100	364,500	393,600	417,700	455,300		
94	289,600	365,200	394,200	418,500	455,600		
95	290,200	366,000	394,900	419,400	456,400		
96	290,700	366,800	395,600	420,300	457,300		
97	291,200	367,200	395,900	420,900	458,200		
98	291,700	367,900	396,600	421,700	459,100		
99	292,300	368,600	397,300	422,300	460,000		
100	292,900	369,300	398,000	422,700	460,900		
101	293,200	370,000	398,600	422,800	461,700		
102	293,700	370,700	399,200	423,100			
103	294,300	371,400	399,600	423,400			
104	294,800	372,100	400,000	423,600			
105	295,000	372,600	400,100	423,900			
106		373,300	400,200	424,000			
107		374,000	400,300	424,100			
108		374,700	400,400	424,300			
109		375,300	400,500	424,600			
110		376,000	400,600	424,800			
111		376,700	400,700	425,000			
112		377,400	400,800	425,100			
113		377,800	400,900	425,200			
114		378,500	401,000	425,400			
115		379,100	401,100	426,000			
116		379,800	401,200	426,800			
117		380,300	401,300	427,600			
118		380,900					
119		381,600					
120		382,300					
121		382,800					
122		383,500					
123		384,200					
124		384,900					
125		385,400					
126		386,000					
127		386,500					
128		387,200					
129		387,700					
再任用職員	227,500	244,700	276,700	303,300	304,100	345,400	395,200

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第2（第5条関係）

消 防 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	161,800	222,600	230,700	260,400	306,700	344,100	410,300
	2	163,500	224,600	232,700	262,500	309,000	346,800	413,100
	3	165,100	226,600	234,700	264,600	311,200	349,600	415,800
	4	166,800	228,600	236,700	267,000	313,600	352,400	418,500
	5	168,600	230,700	238,700	269,200	315,800	355,000	421,300
	6	170,400	232,700	240,900	271,500	318,200	357,900	424,500
	7	172,100	234,700	242,700	273,800	320,400	360,700	427,700
	8	173,900	236,700	244,500	276,100	322,900	363,500	430,800
	9	175,600	238,700	245,300	278,400	325,100	366,400	434,000
	10	177,500	240,600	247,200	280,600	327,500	369,000	437,300
	11	179,300	242,100	249,000	282,700	329,700	371,500	440,600
	12	181,200	243,600	250,900	285,000	332,200	374,100	443,900
	13	183,000	244,300	252,600	287,300	334,300	376,700	447,200
	14	184,900	245,900	254,600	289,800	336,400	379,500	450,500
	15	186,700	247,400	256,500	292,200	338,600	382,300	453,800
	16	188,600	249,000	258,500	294,400	340,800	385,200	457,100
	17	190,600	250,500	260,400	296,600	343,000	387,900	460,400
	18	192,500	252,200	262,500	299,100	345,300	390,800	463,800
	19	194,400	253,800	264,600	301,500	347,700	393,700	467,100
	20	196,300	255,500	267,000	304,000	350,200	396,500	470,400
	21	198,300	257,300	269,000	306,100	352,400	399,300	473,800
	22	200,200	259,100	271,300	308,400	354,900	401,900	477,200
	23	202,100	261,000	273,600	310,600	357,400	404,500	480,700
	24	204,000	263,000	275,900	313,000	359,700	407,200	484,100
	25	206,000	264,700	278,000	315,100	362,200	409,500	487,200
	26	207,900	266,800	280,200	317,400	364,500	412,000	490,600
	27	209,800	268,800	282,300	319,500	366,700	414,500	494,000
	28	211,700	270,800	284,600	321,900	369,000	417,100	497,500
	29	213,600	272,600	286,700	324,100	371,100	419,600	500,700
	30	215,600	274,500	289,100	326,300	373,600	422,100	504,200
	31	217,600	276,300	291,400	328,500	376,000	424,600	507,700
	32	219,600	278,300	293,500	330,900	378,500	427,000	511,300
	33	221,400	280,200	295,900	332,900	380,700	429,400	514,500
	34	223,400	282,300	298,200	334,900	383,000	431,900	517,800
	35	225,400	284,400	300,400	337,000	385,300	434,400	521,100
	36	227,400	286,100	302,700	339,100	387,600	436,900	524,500
	37	229,100	288,100	304,700	341,200	389,700	439,300	527,600
	38	231,100	290,100	306,700	343,400	392,000	441,800	529,700
	39	233,100	292,200	308,800	345,700	394,300	444,200	531,800
	40	235,100	294,300	310,900	348,000	396,700	446,600	533,900
	41	236,800	296,300	312,800	350,100	398,900	449,200	535,900
	42	238,700	298,300	314,700	352,400	401,000	451,400	536,800

	43	240,200	300,200	316,600	354,700	403,100	453,600	537,700
	44	241,700	302,300	318,700	356,900	405,100	455,800	538,600
	45	242,200	304,300	320,800	359,100	407,100	457,900	539,500
	46	243,500	306,200	322,800	361,300	409,100	459,700	540,200
	47	244,700	308,100	324,600	363,400	411,100	461,600	540,800
	48	246,000	310,100	326,700	365,600	413,200	463,500	541,500
	49	247,200	312,300	328,500	367,600	415,100	465,000	542,500
	50	248,600	314,100	330,300	369,600	416,800	466,700	543,300
	51	249,900	315,700	332,200	371,600	418,600	468,400	544,200
	52	251,300	317,600	333,900	373,600	420,400	470,200	545,000
	53	252,600	319,200	335,800	375,500	421,900	471,900	545,400
	54	254,000	320,900	337,500	377,300	423,500	473,700	545,700
	55	255,500	322,700	339,300	379,200	425,200	475,500	546,600
	56	257,200	324,300	341,100	381,100	426,900	477,200	547,700
	57	258,600	326,100	342,800	382,600	428,400	478,900	548,500
	58	260,200	327,400	344,600	384,200	429,900	480,600	
	59	261,800	328,800	346,400	385,900	431,300	482,300	
	60	263,500	330,100	348,100	387,500	432,800	484,100	
	61	264,800	331,500	349,900	389,000	434,300	485,700	
	62	266,100	332,800	351,500	390,200	435,300	487,100	
	63	267,200	334,000	353,100	391,400	436,400	488,300	
	64	268,500	335,200	354,800	392,700	437,400	489,400	
	65	269,900	336,400	356,300	393,800	438,200	490,100	
	66	271,200	337,600	357,800	394,800	439,200	490,500	
再任	67	272,600	338,800	359,200	395,900	440,200	490,900	
用職	68	273,700	340,100	360,700	397,000	441,200	491,200	
員以	69	274,800	341,200	362,200	397,900	442,000	491,500	
外の	70	276,000	342,500	363,500	398,800	443,000	491,700	
職員	71	277,300	343,700	364,900	399,700	444,000	492,000	
	72	278,600	344,900	366,300	400,600	445,000	492,300	
	73	279,600	346,200	367,400	401,300	445,900	492,800	
	74	280,500	347,400	368,600	402,200	446,800	493,000	
	75	281,500	348,700	369,900	403,100	447,800	493,300	
	76	282,600	350,000	371,200	404,000	448,800	493,400	
	77	283,500	351,100	372,300	404,700	449,400	493,700	
	78	284,400	352,100	373,200	405,600	450,400	493,900	
	79	285,300	353,100	374,200	406,500	451,100	494,800	
	80	286,400	354,100	375,200	407,400	451,700	495,700	
	81	287,300	354,900	376,000	408,100	451,900	496,600	
	82	288,300	355,800	376,900	408,900	452,200		
	83	289,200	356,700	377,800	409,800	452,600		
	84	290,300	357,600	378,700	410,700	452,900		
	85	291,000	358,400	379,500	411,300	453,200		
	86	291,900	359,100	380,300	412,200	453,400		
	87	292,900	359,800	381,200	413,100	453,600		
	88	293,700	360,600	382,100	414,000	453,900		
	89	294,600	361,500	382,800	414,600	454,300		
	90	295,300	362,300	383,600	415,400	454,600		
	91	296,100	363,100	384,400	416,200	455,000		

92	296,900	363,900	385,200	417,100	455,200		
93	297,600	364,500	385,500	417,700	455,300		
94	298,400	365,200	386,200	418,500	455,600		
95	299,100	366,000	387,000	419,400	456,400		
96	299,800	366,800	387,800	420,300	457,300		
97	300,500	367,200	388,400	420,900	458,200		
98	301,300	367,900	389,000	421,700	459,100		
99	302,000	368,600	389,600	422,300	460,000		
100	302,800	369,300	390,300	422,700	460,900		
101	303,400	370,000	390,900	422,800	461,700		
102	304,200	370,700	391,600	423,100	462,700		
103	305,000	371,400	392,300	423,400	463,700		
104	305,800	372,100	393,000	423,600	464,600		
105	306,500	372,600	393,600	423,900	465,400		
106	307,300	373,300	394,200	424,000			
107	308,100	374,000	394,900	424,100			
108	308,800	374,700	395,600	424,300			
109	309,600	375,300	395,900	424,600			
110	310,300	376,000	396,600	424,800			
111	311,000	376,700	397,300	425,000			
112	311,700	377,400	398,000	425,100			
113	312,400	377,800	398,600	425,200			
114	312,800	378,500	399,200	425,400			
115	313,200	379,100	399,600	426,000			
116	313,500	379,800	400,000	426,800			
117	313,800	380,300	400,100	427,600			
118		380,900	400,200	428,400			
119		381,600	400,300	429,200			
120		382,300	400,400	430,000			
121		382,800	400,500	430,900			
122		383,500	400,600				
123		384,200	400,700				
124		384,900	400,800				
125		385,400	400,900				
126		386,000	401,000				
127		386,500	401,100				
128		387,200	401,200				
129		387,700	401,300				
130		388,400	401,600				
131		389,000	402,000				
132		389,700	402,700				
133		390,200	403,100				
134		390,900	403,800				
135		391,600	404,500				
136		392,300	405,200				
137		392,800	405,600				
再任用職員	241,200	252,000	284,400	311,200	304,100	345,400	395,200

備考

- 1 この表は、消防吏員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第3 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	160,000	194,700	298,900	382,300
	2	161,500	197,000	301,900	385,000
	3	163,000	199,300	304,800	387,700
	4	164,500	201,600	307,800	390,400
	5	166,100	204,000	310,600	393,200
	6	168,000	205,700	313,400	395,300
	7	169,800	207,300	316,200	397,400
	8	171,600	209,000	319,000	399,500
	9	173,300	210,800	321,900	401,600
	10	175,400	212,400	324,200	403,500
	11	177,400	214,100	326,500	405,400
	12	179,400	215,700	328,800	407,300
	13	181,300	217,500	331,100	409,100
	14	183,500	219,400	333,300	411,100
	15	185,700	221,300	335,400	413,100
	16	187,900	223,200	337,400	415,100
	17	190,100	224,700	339,600	416,900
	18	192,700	226,700	341,500	418,700
	19	195,200	228,700	343,700	420,500
	20	197,700	230,700	345,800	422,200
	21	200,200	232,500	347,500	423,700
	22	201,900	235,200	349,600	425,200
	23	203,600	237,900	351,700	427,100
	24	205,300	240,600	353,800	429,000
	25	206,800	243,200	355,900	430,800
	26	208,300	246,500	357,900	432,600
	27	210,000	249,800	359,900	434,500
	28	211,600	253,100	361,900	436,300
	29	213,100	256,300	363,500	438,000
	30	214,800	259,500	365,700	439,900
	31	216,500	262,700	368,000	441,700
	32	218,200	265,800	370,400	443,600
	33	219,600	269,100	372,700	445,300
	34	221,400	272,000	375,200	447,100
	35	223,200	275,000	377,600	448,900
	36	225,000	278,000	380,100	450,700
	37	226,500	281,100	382,600	452,300
	38	228,300	283,000	385,000	454,000
	39	230,100	284,900	387,500	455,900
	40	231,900	286,900	390,000	457,600
	41	233,600	288,600	392,500	459,300
	42	235,700	290,900	394,200	460,900
	43	237,800	293,200	395,800	462,500

	44	239,700	295,700	397,600	464,000
	45	241,500	297,700	398,800	465,500
	46	243,200	300,100	400,300	466,800
	47	244,900	302,300	401,700	468,100
	48	246,700	304,900	403,100	469,400
	49	248,600	307,200	404,800	470,600
	50	250,200	309,600	406,200	471,300
	51	252,000	311,900	407,500	472,000
	52	253,700	314,100	409,000	472,700
	53	255,300	316,300	410,600	473,300
	54	256,300	318,300	411,900	
	55	257,400	320,300	413,400	
	56	258,600	322,300	415,000	
	57	259,900	324,200	416,700	
	58	260,900	326,300	418,100	
	59	262,300	328,400	419,700	
	60	263,400	330,400	421,200	
	61	264,700	332,500	422,900	
	62	266,100	334,600	424,400	
	63	267,500	336,800	426,000	
	64	269,100	339,000	427,600	
	65	270,500	340,700	429,100	
	66	271,800	342,900	430,600	
	67	273,100	344,900	431,800	
	68	274,400	347,100	433,000	
	69	275,500	348,900	434,200	
	70	276,700	350,800	435,500	
再任	71	278,000	352,800	436,800	
用職	72	279,000	354,800	438,000	
員以	73	280,200	356,400	439,200	
外の	74	281,400	358,300	440,400	
職員	75	282,600	360,100	441,600	
	76	283,800	362,000	442,800	
	77	284,900	363,800	444,000	
	78	286,100	365,800	445,200	
	79	287,300	367,900	446,400	
	80	288,500	369,800	447,600	
	81	289,500	371,700	448,700	
	82	290,600	373,600	449,300	
	83	291,600	375,500	449,800	
	84	292,800	377,400	450,300	
	85	293,900	379,100	450,800	
	86	295,000	380,900		
	87	296,200	382,800		
	88	297,400	384,700		
	89	297,900	386,300		
	90	298,900	387,400		
	91	300,000	388,700		
	92	301,200	389,900		
	93	302,200	391,300		

94	303,400	392,300
95	304,600	393,400
96	305,800	394,400
97	307,000	395,300
98	308,100	396,300
99	309,200	397,400
100	310,300	398,500
101	311,300	399,200
102	312,300	400,100
103	313,400	401,000
104	314,400	401,900
105	315,400	402,700
106	315,800	403,600
107	316,300	404,400
108	316,800	405,200
109	317,400	405,800
110	317,900	406,500
111	318,300	407,200
112	318,800	407,900
113	319,300	408,500
114	319,700	409,000
115	320,200	409,400
116	320,700	409,800
117	321,300	410,200
118	321,600	410,500
119	321,900	410,800
120	322,200	411,000
121	322,400	411,200
122	322,700	411,500
123	323,000	411,800
124	323,300	412,000
125	323,500	412,200
126	323,700	412,500
127	323,900	412,800
128	324,200	413,000
129	324,500	413,200
130	324,700	413,500
131	325,000	413,800
132	325,300	414,000
133	325,500	414,200
134	325,700	
135	326,000	
136	326,200	
137	326,500	
138	326,700	
139	327,000	
140	327,300	
141	327,500	
142	327,700	
143	328,000	

	144	328,300			
	145	328,500			
再任用職員		234,000	274,300	331,100	415,200

備考

- 1 この表は、高等学校及び高等専修学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教諭、養護教諭及び高等専修学校の教員 2級1号給の給料月額に相当する額
 - (2) 講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手 1級7号給の給料月額に相当する額

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	160,000	175,800	272,800
	2	161,500	177,900	275,300
	3	163,000	180,000	277,800
	4	164,500	182,200	280,300
	5	166,100	184,200	282,700
	6	168,000	186,400	285,300
	7	169,800	188,600	287,900
	8	171,600	190,800	290,500
	9	173,300	193,000	292,900
	10	175,400	195,800	295,600
	11	177,400	198,500	298,300
	12	179,400	201,200	300,900
	13	181,300	204,000	303,400
	14	183,500	205,700	305,700
	15	185,700	207,300	308,000
	16	187,900	209,000	310,400
	17	190,100	210,800	312,800
	18	192,700	212,400	315,200
	19	195,200	214,100	317,900
	20	197,700	215,700	320,800
	21	200,200	217,500	323,200
	22	201,900	219,400	325,100
	23	203,600	221,300	327,000
	24	205,300	223,200	329,100
	25	206,800	224,700	331,100
	26	208,200	226,700	333,300
	27	209,800	228,700	335,400
	28	211,300	230,700	337,400
	29	213,000	232,500	339,600
	30	214,700	236,100	341,500
	31	216,400	239,700	343,700
	32	218,100	243,300	345,800
	33	219,400	246,900	347,500
	34	221,100	250,300	349,300
	35	222,800	253,700	351,200
	36	224,500	257,000	353,100
	37	225,900	260,200	354,900
	38	228,200	263,200	356,600
	39	230,500	266,300	358,400
	40	232,800	269,400	360,600
	41	235,100	272,500	362,500
	42	237,100	274,700	364,700
	43	239,100	276,900	366,900
	44	241,100	278,800	369,100

	45	242,900	281,100	371,200
	46	244,500	283,000	373,400
	47	246,300	284,900	375,600
	48	248,000	286,900	377,800
	49	249,700	288,600	379,700
	50	251,100	290,900	381,300
	51	252,300	293,200	382,900
	52	253,300	295,700	384,400
	53	254,500	297,700	385,800
	54	255,700	300,100	387,300
	55	256,800	302,300	388,800
	56	258,000	304,900	390,200
	57	259,400	307,200	391,400
	58	260,200	309,600	392,700
	59	261,400	311,900	393,800
	60	262,300	314,100	394,900
	61	263,300	316,300	396,300
	62	264,700	318,300	397,500
	63	265,800	320,300	398,700
	64	267,100	322,300	400,000
	65	268,700	324,200	401,200
	66	270,200	326,300	402,200
	67	271,500	328,400	403,600
	68	272,900	330,400	404,900
再任	69	273,900	332,500	406,100
用職	70	274,900	334,600	407,200
員以	71	276,100	336,800	408,400
外の	72	277,100	339,000	409,500
職員	73	278,300	340,700	410,500
	74	279,400	342,600	411,700
	75	280,600	344,300	412,900
	76	281,800	346,100	414,100
	77	283,000	347,900	414,700
	78	283,900	349,700	415,500
	79	285,100	351,100	416,200
	80	286,300	352,900	416,700
	81	287,200	354,100	417,000
	82	288,100	355,800	417,400
	83	288,800	357,500	417,800
	84	289,800	359,100	418,200
	85	290,800	361,000	418,500
	86	291,700	362,600	418,900
	87	292,600	364,400	419,300
	88	293,400	366,200	419,600
	89	293,700	367,900	419,900
	90	294,400	369,500	420,300
	91	295,100	371,100	420,700
	92	295,900	372,700	421,000
	93	296,700	374,300	421,300

94	297, 500	375, 300	421, 600
95	298, 300	376, 300	421, 900
96	299, 000	377, 300	422, 100
97	299, 900	378, 100	422, 300
98	300, 600	379, 000	
99	301, 300	379, 900	
100	302, 000	380, 900	
101	302, 700	381, 700	
102	302, 900	382, 700	
103	303, 200	383, 700	
104	303, 500	384, 700	
105	303, 700	385, 300	
106	303, 900	386, 200	
107	304, 100	387, 100	
108	304, 400	388, 000	
109	304, 700	388, 800	
110	305, 000	389, 500	
111	305, 300	390, 300	
112	305, 600	391, 100	
113	305, 800	391, 700	
114	306, 000	392, 500	
115	306, 200	393, 200	
116	306, 500	393, 900	
117	306, 800	394, 500	
118		395, 200	
119		395, 700	
120		396, 300	
121		397, 000	
122		397, 600	
123		398, 100	
124		398, 600	
125		398, 900	
126		399, 200	
127		399, 500	
128		399, 800	
129		400, 100	
130		400, 400	
131		400, 700	
132		401, 000	
133		401, 300	
134		401, 600	
135		401, 900	
136		402, 200	
137		402, 400	
138		402, 700	
139		403, 000	
140		403, 200	
141		403, 400	

再任用職員		225,200	271,100	324,400
-------	--	---------	---------	---------

備考

- 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教諭及び養護教諭 2級5号給の給料月額に相当する額
 - (2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1級3号給の給料月額に相当する額

別表第4（第5条関係）

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	194,900	255,400	298,100	366,600
	2	197,100	257,800	300,300	369,300
	3	199,300	260,200	302,500	372,000
	4	201,500	262,600	304,900	374,700
	5	203,500	265,000	307,000	377,400
	6	205,500	267,400	309,300	380,200
	7	207,500	269,800	311,600	383,000
	8	209,500	272,200	313,900	385,700
	9	211,500	274,600	316,100	388,400
	10	213,600	277,000	318,500	390,900
	11	215,700	279,000	320,800	393,400
	12	217,800	281,000	323,100	395,800
	13	219,900	281,800	325,500	398,300
	14	222,000	283,700	327,900	401,000
	15	224,100	285,600	330,300	403,800
	16	226,200	287,500	332,700	406,600
	17	228,200	289,500	335,100	409,400
	18	231,000	291,600	338,400	412,300
	19	233,800	293,800	341,700	415,100
	20	236,600	295,900	345,000	418,000
	21	239,500	297,700	347,900	420,700
	22	242,300	299,900	351,300	423,100
	23	245,100	302,100	354,500	425,500
	24	247,900	304,500	357,700	427,900
	25	250,700	306,500	360,600	430,200
	26	253,500	308,900	363,700	432,700
	27	256,300	311,300	366,900	435,100
	28	259,100	313,700	370,100	437,600
	29	262,000	315,800	373,200	440,100
	30	264,200	318,100	375,600	442,400
	31	266,400	320,400	377,900	444,600
	32	268,600	322,600	380,100	446,900
	33	270,800	325,100	382,500	449,100
	34	273,000	327,300	384,700	451,300
	35	274,800	329,500	387,000	453,500
	36	276,600	331,600	389,300	455,700
	37	277,400	333,600	391,400	457,900
	38	279,000	336,100	393,500	460,100
	39	280,700	338,700	395,500	462,400
	40	282,400	341,400	397,700	464,700
	41	284,400	343,800	399,700	467,000
	42	286,200	346,500	401,800	468,800
	43	288,100	349,100	403,900	470,600

再任 用職 員以 外の 職員	44	290,000	351,700	405,900	472,500
	45	291,900	353,900	407,800	474,200
	46	293,900	356,400	409,600	475,600
	47	296,000	358,800	411,400	477,100
	48	298,200	361,200	413,300	478,600
	49	300,300	363,700	415,000	480,100
	50	302,200	365,400	416,900	481,600
	51	304,200	367,100	418,800	483,100
	52	306,300	368,800	420,600	484,600
	53	308,100	370,300	422,400	486,000
	54	310,100	371,800	424,200	487,500
	55	312,200	373,300	426,000	489,000
	56	314,100	374,700	427,900	490,400
	57	315,900	376,300	429,600	491,900
	58	317,800	378,000	431,000	493,100
	59	319,800	379,600	432,400	494,300
	60	321,700	381,400	433,800	495,600
	61	323,600	382,700	435,000	496,700
	62	325,500	384,200	436,200	498,000
	63	327,400	385,800	437,400	499,300
	64	329,300	387,400	438,600	500,600
	65	330,900	388,800	439,800	501,600
	66	332,800	390,200	441,000	502,600
	67	334,500	391,700	442,200	503,600
	68	336,200	393,100	443,400	504,600
	69	337,800	394,600	444,600	505,200
	70	340,000	395,900	445,800	
	71	342,200	397,200	447,000	
	72	344,500	398,600	448,200	
	73	346,700	399,800	449,400	
	74	348,900	401,100	450,600	
	75	350,800	402,400	451,800	
	76	352,800	403,700	453,000	
	77	354,600	404,700	454,000	
	78	356,900	405,700	455,000	
	79	359,200	406,800	456,000	
	80	361,400	407,900	457,000	
	81	363,800	408,800	458,000	
	82	365,000	409,800	458,900	
	83	366,300	410,800	459,800	
	84	367,800	411,800	460,700	
	85	368,800	412,800	461,400	
	86	370,000	413,800	462,300	
	87	371,200	414,800	463,200	
	88	372,400	415,800	464,100	
	89	373,400	416,600	464,800	
	90	374,100	417,500		
	91	374,900	418,500		
	92	375,700	419,500		

93	376,400	420,300		
94	377,300	421,300		
95	378,100	422,300		
96	379,000	423,300		
97	379,600	424,100		
98	380,400	425,100		
99	381,200	426,100		
100	382,000	427,100		
101	382,800	428,000		
102	383,600	428,900		
103	384,300	429,700		
104	385,100	430,600		
105	385,800	431,200		
106	386,600	431,900		
107	387,400	432,600		
108	388,200	433,300		
109	388,900	434,000		
110	389,600			
111	390,400			
112	391,200			
113	391,900			
114	392,600			
115	393,400			
116	394,200			
117	394,700			
再任用職員	253,700	315,000	315,400	358,000

備考

- 1 この表は、美術館、博物館等に勤務する学芸員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第5（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	260,800	385,400	398,000	490,100
	2	263,500	388,100	400,800	493,000
	3	266,200	390,700	403,600	495,900
	4	268,900	393,400	406,400	498,700
	5	271,500	395,800	408,800	501,400
	6	274,200	398,600	411,400	504,400
	7	276,900	401,400	414,100	507,400
	8	279,600	404,200	416,800	510,400
	9	282,200	406,800	419,300	513,100
	10	284,900	409,400	422,100	516,400
	11	287,500	412,100	424,800	519,700
	12	290,200	414,800	427,600	523,000
	13	292,700	417,200	430,000	526,000
	14	295,400	419,800	432,600	529,200
	15	298,000	422,300	435,200	532,400
	16	300,700	424,900	437,800	535,600
	17	303,400	427,000	440,000	538,800
	18	306,200	429,500	442,500	541,800
	19	308,900	431,900	445,000	544,800
	20	311,700	434,400	447,500	547,800
	21	314,300	436,600	449,800	550,700
	22	317,200	439,000	452,200	553,500
	23	320,100	441,400	454,600	556,300
	24	323,000	443,800	457,000	559,100
	25	325,700	446,100	459,400	561,600
	26	328,600	448,400	461,700	564,000
	27	331,400	450,700	464,000	566,400
	28	334,100	453,000	466,300	568,800
	29	336,900	455,100	468,500	571,300
	30	339,400	457,300	470,700	573,700
	31	341,800	459,500	472,900	576,100
	32	344,200	461,700	475,100	578,500
	33	346,500	463,600	477,000	580,800
	34	348,600	465,700	479,100	583,100
	35	350,900	467,800	481,200	585,400
	36	353,400	469,900	483,300	587,700
	37	355,700	471,800	485,200	589,900
	38	358,000	473,900	487,300	591,400
	39	360,100	476,000	489,400	592,900
	40	362,400	478,100	491,400	594,400
	41	364,700	479,900	493,200	595,700

	42	367,200	482,000	495,300	597,100
	43	369,600	484,100	497,400	598,500
	44	371,900	486,100	499,500	599,900
	45	374,000	487,700	501,500	601,100
	46	376,400	489,700	503,600	
	47	378,800	491,700	505,700	
	48	381,000	493,700	507,800	
	49	382,800	495,500	509,600	
	50	385,200	497,300	511,400	
	51	387,500	499,100	513,200	
	52	389,900	500,900	515,000	
	53	392,000	502,700	516,800	
	54	394,500	504,100	518,600	
	55	397,000	505,500	520,400	
再任 用職 員以 外の 職員	56	399,500	506,900	522,200	
	57	401,600	508,300	524,000	
	58	403,700	509,600	525,800	
	59	405,900	510,900	527,600	
	60	408,100	512,200	529,400	
	61	410,200	513,300	531,200	
	62	412,300	514,300	533,000	
	63	414,300	515,300	534,800	
	64	416,400	516,300	536,600	
	65	418,300	517,000	538,400	
	66	420,200	517,900	540,100	
	67	422,000	518,800	541,800	
	68	423,900	519,700	543,500	
	69	425,700	520,700	545,200	
	70	427,500	521,600	546,600	
	71	429,300	522,500	548,000	
	72	431,000	523,400	549,400	
	73	432,800	524,300	550,600	
	74	434,600	525,200	551,600	
	75	436,400	526,100	552,600	
	76	438,200	527,000	553,600	
	77	439,700	527,800	554,600	
	78	441,400	528,700	555,500	
	79	443,100	529,600	556,400	
	80	444,800	530,500	557,300	
	81	446,400	531,300	558,200	
	82	448,000	532,200	559,100	
	83	449,600	533,100	560,000	
	84	451,200	534,000	560,900	
	85	452,700	534,700	561,800	
	86	454,000	535,600	562,700	
	87	455,300	536,500	563,600	
	88	456,600	537,400	564,500	
	89	457,600	538,100	565,400	

90	458,800	539,000		
91	460,000	539,900		
92	461,100	540,800		
93	461,900	541,500		
94	462,800			
95	463,700			
96	464,600			
97	465,400			
98	466,200			
99	467,000			
100	467,800			
101	468,600			
102	469,400			
103	470,200			
104	471,000			
105	471,800			
106	472,600			
107	473,400			
108	474,200			
109	474,800			
110	475,600			
111	476,400			
112	477,200			
113	477,800			
114	478,500			
115	479,200			
116	479,900			
117	480,600			
再任用職員	310,600	369,700	435,500	516,400

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	152,400	222,600	252,600	260,400	306,700
	2	153,500	224,600	254,600	262,500	309,000
	3	154,600	226,600	256,500	264,600	311,200
	4	155,700	228,600	258,500	267,000	313,600
	5	156,900	230,700	260,400	269,200	315,800
	6	158,200	232,700	262,500	271,500	318,200
	7	159,400	234,700	264,600	273,800	320,400
	8	160,700	236,700	267,000	276,100	322,900
	9	161,800	238,700	269,000	278,400	325,100
	10	163,500	240,600	271,300	280,600	327,500
	11	165,100	242,100	273,600	282,700	329,700
	12	166,800	243,600	275,900	285,000	332,200
	13	168,600	244,300	278,000	287,300	334,300
	14	170,400	245,900	280,200	289,800	336,400
	15	172,100	247,400	282,300	292,200	338,600
	16	173,900	249,000	284,600	294,400	340,800
	17	175,600	250,500	286,700	296,600	343,000
	18	177,500	252,200	289,100	299,100	345,300
	19	179,300	253,800	291,400	301,500	347,700
	20	181,200	255,500	293,500	304,000	350,200
	21	183,000	257,300	295,900	306,100	352,400
	22	184,900	259,100	298,200	308,400	354,900
	23	186,700	261,000	300,400	310,600	357,400
	24	188,600	263,000	302,700	313,000	359,700
	25	190,600	264,700	304,700	315,100	362,200
	26	192,500	266,800	306,700	317,400	364,500
	27	194,400	268,800	308,800	319,500	366,700
	28	196,300	270,800	310,900	321,900	369,000
	29	198,300	272,600	312,800	324,100	371,100
	30	200,200	274,500	314,700	326,300	373,600
	31	202,100	276,300	316,600	328,500	376,000
	32	204,000	278,300	318,700	330,900	378,500
	33	206,000	280,200	320,800	332,900	380,700
	34	207,900	282,300	322,800	334,900	383,000
	35	209,800	284,400	324,600	337,000	385,300
	36	211,700	286,100	326,700	339,100	387,600
	37	213,600	288,100	328,500	341,200	389,700
	38	215,600	290,100	330,300	343,400	392,000
	39	217,600	292,200	332,200	345,700	394,300
	40	219,600	294,300	333,900	348,000	396,700
	41	221,400	296,300	335,800	350,100	398,900
	42	223,400	298,300	337,500	352,400	401,000
	43	225,400	300,200	339,300	354,700	403,100
	44	227,400	302,300	341,100	356,900	405,100

再任 用職 員以 外の 職員	45	229,100	304,300	342,800	359,100	407,100
	46	231,100	306,200	344,600	361,300	409,100
	47	233,100	308,100	346,400	363,400	411,100
	48	235,100	310,100	348,100	365,600	413,200
	49	236,800	312,300	349,900	367,600	415,100
	50	238,700	314,100	351,500	369,600	416,800
	51	240,200	315,700	353,100	371,600	418,600
	52	241,700	317,600	354,800	373,600	420,400
	53	242,200	319,200	356,300	375,500	421,900
	54	243,800	320,900	357,800	377,300	423,500
	55	245,400	322,700	359,200	379,200	425,200
	56	246,900	324,300	360,700	381,100	426,900
	57	248,400	326,100	362,200	382,600	428,400
	58	250,100	327,400	363,500	384,200	429,900
	59	251,700	328,800	364,900	385,900	431,300
	60	253,400	330,100	366,300	387,500	432,800
	61	255,100	331,500	367,400	389,000	434,300
	62	256,700	332,800	368,600	390,200	435,300
	63	258,600	334,000	369,900	391,400	436,400
	64	260,600	335,200	371,200	392,700	437,400
	65	262,200	336,400	372,300	393,800	438,200
	66	264,200	337,600	373,200	394,800	439,200
	67	266,100	338,800	374,200	395,900	440,200
	68	268,000	340,100	375,200	397,000	441,200
	69	269,700	341,200	376,000	397,900	442,000
	70	271,400	342,500	376,900	398,800	443,000
	71	272,900	343,700	377,800	399,700	444,000
	72	274,500	344,900	378,700	400,600	445,000
	73	276,300	346,200	379,500	401,300	445,900
74	278,000	347,400	380,300	402,200	446,800	
75	279,600	348,700	381,200	403,100	447,800	
76	281,000	350,000	382,100	404,000	448,800	
77	282,700	351,100	382,800	404,700	449,400	
78	284,300	352,100	383,600	405,600	450,400	
79	286,000	353,100	384,400	406,500	451,100	
80	287,700	354,100	385,200	407,400	451,700	
81	289,300	354,900	385,500	408,100	451,900	
82	290,500	355,800	386,200	408,900	452,200	
83	291,800	356,700	387,000	409,800	452,600	
84	293,200	357,600	387,800	410,700	452,900	
85	294,400	358,400	388,400	411,300	453,200	
86	295,500	359,100	389,000	412,200	453,400	
87	296,600	359,800	389,600	413,100	453,600	
88	297,900	360,600	390,300	414,000	453,900	
89	299,200	361,500	390,900	414,600	454,300	
90	300,000	362,300	391,600	415,400	454,600	
91	300,700	363,100	392,300	416,200	455,000	
92	301,700	363,900	393,000	417,100	455,200	
93	302,400	364,500	393,600	417,700	455,300	

94	302,800	365,200	394,200	418,500	455,600
95	303,300	366,000	394,900	419,400	456,400
96	303,700	366,800	395,600	420,300	457,300
97	304,100	367,200	395,900	420,900	458,200
98		367,900	396,600	421,700	459,100
99		368,600	397,300	422,300	460,000
100		369,300	398,000	422,700	460,900
101		370,000	398,600	422,800	461,700
102		370,700	399,200	423,100	
103		371,400	399,600	423,400	
104		372,100	400,000	423,600	
105		372,600	400,100	423,900	
106		373,300	400,200	424,000	
107		374,000	400,300	424,100	
108		374,700	400,400	424,300	
109		375,300	400,500	424,600	
110		376,000	400,600	424,800	
111		376,700	400,700	425,000	
112		377,400	400,800	425,100	
113		377,800	400,900	425,200	
114		378,500	401,000	425,400	
115		379,100	401,100	426,000	
116		379,800	401,200	426,800	
117		380,300	401,300	427,600	
118		380,900			
119		381,600			
120		382,300			
121		382,800			
122		383,500			
123		384,200			
124		384,900			
125		385,400			
126		386,000			
127		386,500			
128		387,200			
129		387,700			
再任用職員	230,000	244,700	276,700	303,300	304,100

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 薬剤師及び獣医師 1級23号給の給料月額に相当する額
 - (2) 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 1級19号給の給料月額に相当する額
 - (3) 栄養士、診療エックス線技師及び衛生検査技師 1級13号給の給料月額に相当する額
 - (4) 歯科衛生士 1級7号給の給料月額に相当する額

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	168,400	188,000	248,800	258,900
	2	169,500	189,500	251,300	261,400
	3	170,600	191,000	253,800	263,900
	4	171,700	192,500	256,300	266,400
	5	172,800	194,100	258,900	268,700
	6	174,000	195,800	261,400	270,500
	7	175,200	197,600	263,900	271,700
	8	176,400	199,400	266,400	273,100
	9	177,500	201,100	268,700	273,900
	10	178,800	203,000	270,500	275,300
	11	180,100	204,900	271,700	276,800
	12	181,400	206,800	273,100	278,400
	13	182,600	208,600	273,900	279,800
	14	184,000	210,500	275,300	281,400
	15	185,400	212,400	276,800	283,000
	16	186,800	214,300	278,400	284,400
	17	188,000	216,100	279,800	286,000
	18	189,400	218,000	281,300	287,700
	19	190,800	219,900	282,800	289,500
	20	192,300	221,800	284,400	291,500
	21	193,700	223,700	285,900	293,100
	22	195,400	225,600	287,500	295,100
	23	197,100	227,500	289,200	296,900
	24	198,800	229,400	291,100	298,900
	25	200,400	231,200	292,700	300,500
	26	202,200	233,100	294,600	302,300
	27	204,000	235,000	296,300	304,100
	28	205,800	236,900	298,200	305,900
	29	207,300	238,700	299,700	307,700
	30	209,100	241,200	301,400	309,700
	31	210,900	243,700	303,100	311,700
	32	212,700	246,200	304,800	313,500
	33	214,300	248,800	306,500	315,100
	34	216,000	251,300	308,400	316,800
	35	217,700	253,800	310,300	318,600
	36	219,400	256,300	312,000	320,500
	37	221,100	258,900	313,500	322,300
	38	222,800	261,400	315,200	324,300
	39	224,500	263,900	316,800	326,200
	40	226,200	266,300	318,600	328,100
	41	227,800	268,700	320,400	329,400
	42	229,500	270,500	322,200	331,300
	43	231,200	271,700	324,000	333,100
	44	232,900	273,200	325,900	335,100

	45	234,500	273,900	327,000	336,700
	46	236,600	275,100	328,800	338,500
	47	238,700	276,400	330,500	340,200
	48	240,800	277,800	332,400	341,900
	49	242,900	279,200	333,900	343,600
	50	245,000	280,700	335,600	345,300
	51	247,100	282,200	337,300	347,100
	52	249,200	283,800	338,900	348,700
	53	251,100	285,200	340,400	350,200
	54	253,100	286,800	342,000	352,100
	55	254,600	288,500	343,600	354,100
	56	256,200	290,400	345,000	355,900
	57	257,000	292,000	346,300	358,000
	58	258,000	293,900	347,900	360,100
	59	259,000	295,700	349,500	362,100
	60	260,000	297,500	351,100	364,300
	61	261,200	299,000	352,900	366,200
	62	262,500	300,800	354,500	368,300
	63	263,800	302,400	356,100	370,200
	64	265,100	304,200	357,800	372,300
	65	266,200	305,800	359,300	374,200
	66	267,400	307,500	361,000	376,300
	67	268,700	309,300	362,600	378,500
	68	270,200	311,000	364,200	380,700
	69	271,600	312,700	365,500	382,700
	70	273,000	314,400	367,100	384,600
	71	274,400	316,100	368,800	386,500
	72	275,900	317,800	370,500	388,500
	73	277,100	319,600	372,000	390,400
	74	278,400	321,300	373,600	392,100
再任	75	279,600	323,000	375,100	393,800
用職	76	280,800	324,800	376,700	395,400
員以	77	282,200	326,100	378,000	397,000
外の	78	283,500	327,800	379,200	398,400
職員	79	284,800	329,300	380,500	399,700
	80	285,900	331,100	381,800	401,100
	81	287,000	332,500	382,900	402,500
	82	288,200	333,900	383,800	403,500
	83	289,400	335,100	384,800	404,400
	84	290,600	336,400	385,800	405,400
	85	291,600	337,700	386,700	406,500
	86	292,700	339,200	387,500	407,300
	87	293,700	340,800	388,300	408,100
	88	294,800	342,300	389,000	408,900
	89	295,200	343,600	389,800	409,600
	90	296,200	345,000	390,600	410,400
	91	297,000	346,500	391,400	411,200
	92	298,000	348,000	392,200	412,000
	93	298,600	349,400	392,900	412,700

94	299,500	351,000	393,700	413,500
95	300,300	352,500	394,500	414,200
96	301,100	354,000	395,300	415,000
97	301,700	355,200	395,900	415,700
98	302,800	356,700	396,700	416,400
99	303,900	358,100	397,500	417,200
100	304,800	359,500	398,300	418,000
101	305,700	360,800	398,900	418,600
102	306,600	361,900	399,600	419,400
103	307,700	363,100	400,400	420,200
104	308,700	364,300	401,200	421,000
105	309,600	365,300	401,700	421,800
106	310,600	366,400	402,400	422,600
107	311,500	367,600	403,200	423,400
108	312,500	368,800	404,000	424,100
109	313,400	369,800	404,600	424,800
110		370,800	405,400	425,500
111		371,800	406,200	426,200
112		372,800	407,000	427,000
113		373,700	407,500	427,500
114		374,500	408,200	428,300
115		375,300	408,900	428,800
116		376,100	409,500	429,300
117		376,800	410,100	429,500
118		377,600	410,500	429,800
119		378,400	410,800	429,900
120		379,100	411,100	430,000
121		379,800	411,200	430,100
122		380,500	411,300	430,200
123		381,200	411,400	430,400
124		381,900	411,500	430,600
125		382,200	411,600	430,700
126		382,800		
127		383,400		
128		383,900		
129		384,500		
130		385,100		
131		385,700		
132		386,300		
133		387,000		
134		387,600		
135		388,200		
136		388,800		
137		389,200		
138		389,800		
139		390,400		
140		391,000		
141		391,600		
142		392,200		

	143		392,800		
	144		393,400		
	145		393,900		
	146		394,500		
	147		395,100		
	148		395,700		
	149		396,300		
	150		396,900		
	151		397,500		
	152		398,100		
	153		398,600		
再任用職員		246,500	254,100	291,100	309,600

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 保健師及び助産師 2級7号給の給料月額に相当する額
 - (2) 看護師 2級3号給の給料月額に相当する額
 - (3) 准看護師 1級3号給の給料月額に相当する額

別表第6（第5条関係）

特 定 任 期 付 職 員 給 料 表

号給	給料月額
1	375,000 円
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

第2条 北九州市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項各号中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同号イ中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

別表第1中

「

118	380,900				
119	381,600				
120	382,300				
121	382,800				
122	383,500				
123	384,200				
124	384,900				
125	385,400				
126	386,000				
127	386,500				
128	387,200				
129	387,700				

を

」

「

118	380,900	401,400			
119	381,600	401,500			
120	382,300	401,600			
121	382,800	401,700			
122	383,500	401,800			
123	384,200	401,900			
124	384,900	402,000			
125	385,400	402,100			
126	386,000				
127	386,500				
128	387,200				
129	387,700				

に

130	388,100				
131	388,500				
132	388,800				
133	389,100				
134	389,300				
135	389,500				
136	389,600				
137	389,700				

」

改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条並びに付則第8項及び第9項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の北九州市職員の給与に関する条例（次項並びに付則第6項及び第7項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 平成31年4月1日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の北九州市職員の給与に関する条例（付則第5項から第7項までの規定において「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に市長の定めるところによる。

(適用日前の異動者の号給の調整)

4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

5 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

6 施行日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなる職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のある職員の当該適用又は異動の日における号給については、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

7 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

8 第2条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の北九州市職員の給与に関する条例第14条の2の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の北九州市職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第14条の2の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の条例第14条の2第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の条例第14条の2第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

9 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(委任)

10 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

北九州市旅費条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第39号

北九州市旅費条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(北九州市旅費条例の一部改正)

第1条 北九州市旅費条例(昭和38年北九州市条例第102号)の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

(勤務地内出張の旅費)

第16条 勤務地内において出張する場合の旅費の額は、交通費の実費額とする。ただし、当該出張が、片道1キロメートル未満であるとき又は公用車を利用したものであるときは、旅費を支給しない。

2 第11条の2第1項に規定する自家用車を使用して旅行した場合にあっては、前項中「交通費の実費額」とあるのは「第11条の2第2項の規定による車賃の額」とする。

3 交通費は、実費に代え、回数乗車券又は定期乗車券をもって支給することができる。

4 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、別表第2に定める宿泊料を支給することができる。

第21条の2中「第4条第1項第4号」を「第4条第1項第3号」に改める。

別表第2中「(第12条、第14条関係)」を「(第12条、第14条、第16条関係)」に改める。

別表第4を削る。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例(平成28年北九州市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(勤務地内出張の旅費)

第3条 勤務地内において出張する場合の旅費の額は、交通費の実費額とする。ただし、当該出張が、片道1キロメートル未満であるとき又は公用車

を利用したものであるときは、旅費を支給しない。

- 2 前条第1項に規定する自家用車を使用して旅行した場合にあっては、前項中「交通費の実費額」とあるのは「前条第2項の規定による車賃の額」とする。
- 3 交通費は、実費に代え、回数乗車券又は定期乗車券をもって支給することができる。
- 4 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、北九州市旅費条例（昭和38年北九州市条例第102号）別表第2に定める宿泊料と同額の宿泊料を支給することができる。

第4条中「（昭和38年北九州市条例第102号）」を削る。

別表を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中北九州市旅費条例第21条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の北九州市旅費条例第16条の規定及び第2条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例第3条の規定は、令和2年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第40号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年北九州市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第5条を第9条とし、第4条を第6条とし、同条の次に2条を加える改正規定を次のように改める。

第5条を第10条とし、第4条を第6条とし、同条の次に次の3条を加える。

第7条 第1号会計年度任用職員が、公務のため旅行するときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、北九州市旅費条例の例により、市長が定める。

3 第1号会計年度任用職員（任命権者が定める者に限る。）が、勤務のためその者の住居と勤務公署との間を往復するときは、その往復について、費用弁償として往復に要する費用を支給する。

4 前項の規定により支給する費用の額は、第2号会計年度任用職員に支給する給与との権衡を考慮し、任命権者が別に定める。

5 第3項の規定により支給する費用は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定めるところにより支給する。

（1） 時間額又は日額で定める報酬を受ける第1号会計年度任用職員
その月の初日から末日までの間の勤務に係る費用を当該月の翌月10日までに支給する。ただし、任命権者が特に必要があると認めた場合においては、これと異なる日に支給することができる。

（2） 月額で定める報酬を受ける第1号会計年度任用職員
その月の初日から末日までの間の勤務に係る費用を当該月の翌月20日までに支給する。

（期末手当）

第8条 第1号会計年度任用職員（任命権者が定める者に限る。）には、第2号会計年度任用職員の例により、期末手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、期末手当の支給について必要な事項は、任命権者が別に定める。

(報酬等の支払)

第9条 第1号会計年度任用職員に支給する報酬、費用弁償及び期末手当は、現金で支払うものとする。ただし、第1号会計年度任用職員から申出があったときは、その者に対して支給する報酬、費用弁償及び期末手当の全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第41号

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年北九州市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条各項、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（北九州市災害弔慰金等支給審査委員会）

第16条 法第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として北九州市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員7人以内で組織する。

3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

4 委員及び臨時委員は、医師、弁護士その他の市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了した時までとする。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例中第15条第3項の改正規定は公布の日から、第16条を第17条とし、第15条の次に1条を加える改正規定は令和2年4月1日から施行する。

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第42号

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

第8条第3項中「準用する同条例第46条第7号イからクまで」を「読み替えて準用する同条例第46条第7号」に改める。

第15条第1項の表の第46条第7号アの項中

耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物	を
耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下このアにおいて同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物	に

改める。

付則第4項中「5年間」を「10年間」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条第4号、第8条第3項及び第15条第1項の表の第46条第7号アの項の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 4 3 号

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年北九
州市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 6 条第 4 号中「以下」を「次号において」に改め、同条第 7 号中「（以
下」の次に「この号において」を加え、「のイからクまでの」を「に掲げる」
に改め、同号ア中「建築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）」に、「又は」
を「をいう。以下このアにおいて同じ。）又は準耐火建築物（）」に、「（同号
ロ」を「をいい、同号ロ」に改め、「除く。）」の次に「（保育室等を 3 階以
上に設ける建物にあつては、耐火建築物）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第44号

北九州市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和43年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表の北九州市八幡西消防署の項中「相生町15番25号」を「相生町19番19号」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第45号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）の一部を次のように改正する。

付則別表及び別表第1から別表第3までを次のように改める。

付則別表

行 政 職 給 料 表

職務 の級	特 3 級
号給	給料月額
	円
1	260,400
2	262,500
3	264,600
4	267,000
5	269,200
6	271,500
7	273,800
8	276,100
9	278,400
10	280,600
11	282,700
12	285,000
13	287,300
14	289,800
15	292,200
16	294,400
17	296,600
18	299,100
19	301,500
20	304,000
21	306,100
22	308,400
23	310,600
24	313,000
25	315,100
26	317,400
27	319,500
28	321,900
29	324,100
30	326,300
31	328,500
32	330,900
33	332,900
34	334,900
35	337,000
36	339,100
37	341,200
38	343,400
39	345,700
40	348,000
41	350,100
42	352,400
43	354,700
44	356,900
45	359,100
46	361,300
47	363,400
48	365,600
49	367,600
50	369,600
51	371,600
52	373,600

53	375, 500
54	377, 300
55	379, 200
56	381, 100
57	382, 600
58	384, 200
59	385, 900
60	387, 500
61	389, 000
62	390, 200
63	391, 400
64	392, 700
65	393, 800
66	394, 800
67	395, 900
68	397, 000
69	397, 900
70	398, 800
71	399, 700
72	400, 600
73	401, 300
74	402, 200
75	403, 100
76	404, 000
77	404, 700
78	405, 600
79	406, 500
80	407, 400
81	408, 100
82	408, 900
83	409, 800
84	410, 700
85	411, 300
86	412, 200
87	413, 100
88	414, 000
89	414, 600
90	415, 400
91	416, 200
92	417, 100
93	417, 700
94	418, 500
95	419, 400
96	420, 300
97	420, 900
98	421, 700
99	422, 300
100	422, 700
101	422, 800
102	423, 100
103	423, 400
104	423, 600
105	423, 900
106	424, 000
107	424, 100
108	424, 300
109	424, 600
110	424, 800
111	425, 000

112	425, 100
113	425, 200
114	425, 400
115	426, 000
116	426, 800
117	427, 600

別表第1（第7条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表（3）

教職 員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	184,200	264,100	299,800	382,400
	2	161,500	186,400	266,600	302,600	385,000
	3	163,000	188,600	268,900	305,600	387,700
	4	164,500	190,800	271,200	308,600	390,400
	5	166,100	193,000	273,700	311,100	393,200
	6	168,000	195,800	276,100	313,700	395,300
	7	169,800	198,500	278,300	316,300	397,400
	8	171,600	201,200	280,500	319,000	399,500
	9	173,300	204,000	282,600	321,900	401,600
	10	175,400	205,700	284,900	324,200	403,500
	11	177,400	207,300	287,300	326,500	405,400
	12	179,400	209,000	289,400	328,800	407,300
	13	181,300	210,800	291,800	331,100	409,100
	14	183,500	212,400	293,800	333,300	411,100
	15	185,700	214,100	295,700	335,400	413,100
	16	187,900	215,700	297,700	337,400	415,100
	17	190,100	217,500	299,800	339,600	416,900
	18	192,700	219,400	302,200	341,500	418,700
	19	195,200	221,300	304,700	343,700	420,500
	20	197,700	223,200	307,400	345,800	422,200
	21	200,200	224,700	309,600	347,500	423,700
	22	201,900	226,700	312,000	349,600	425,200
	23	203,600	228,700	314,200	351,700	427,100
	24	205,300	230,700	316,800	353,800	429,000
	25	206,800	232,500	319,400	355,900	430,800
	26	208,300	235,200	321,700	357,900	432,600
	27	210,000	237,900	323,900	359,900	434,500
	28	211,600	240,600	326,000	361,900	436,300
	29	213,100	243,200	328,200	363,500	438,000
	30	214,800	246,500	329,900	365,800	439,900
	31	216,500	249,800	332,000	368,100	441,700
	32	218,200	253,100	334,000	370,500	443,600
	33	219,600	256,300	335,800	372,600	445,300
	34	221,400	259,500	337,900	375,000	447,100
	35	223,200	262,700	340,000	377,500	448,900
	36	225,000	265,800	342,000	380,000	450,700
	37	226,500	269,100	344,100	382,500	452,300
	38	228,300	272,000	346,200	385,000	454,000
	39	230,100	275,000	348,400	387,500	455,900
	40	231,900	278,000	350,500	390,000	457,600
	41	233,600	281,100	352,400	392,500	459,300
	42	235,300	283,000	354,500	394,200	460,900

	43	236,900	284,900	356,400	395,800	462,500
	44	238,500	286,900	358,500	397,600	464,000
	45	239,900	288,600	360,300	398,800	465,500
	46	241,200	290,900	362,300	400,300	466,800
	47	242,500	293,200	364,200	401,700	468,100
	48	243,700	295,700	366,200	403,100	469,400
	49	245,100	297,700	367,800	404,800	470,600
	50	246,600	300,100	369,900	406,200	471,300
	51	247,800	302,300	372,100	407,500	472,000
	52	249,300	304,900	374,300	409,000	472,700
	53	250,400	307,200	376,500	410,600	473,300
	54	251,600	309,600	378,700	411,900	473,900
	55	253,000	311,900	380,900	413,400	474,500
	56	254,000	314,100	383,100	415,000	475,100
	57	255,300	316,300	385,300	416,700	475,700
	58	256,300	318,300	387,500	418,100	476,300
	59	257,400	320,300	389,700	419,700	476,800
	60	258,600	322,300	391,900	421,200	477,300
	61	259,900	324,200	393,800	422,900	477,800
	62	260,900	326,300	395,000	424,400	478,300
	63	262,300	328,400	396,400	426,000	478,800
	64	263,400	330,400	397,800	427,600	479,200
	65	264,700	332,500	399,100	429,100	479,600
	66	266,100	334,600	400,400	430,600	
	67	267,500	336,800	401,800	431,800	
	68	269,100	339,000	403,100	433,000	
	69	270,500	340,700	404,400	434,200	
	70	271,800	342,900	405,800	435,500	
	71	273,100	344,900	407,200	436,800	
	72	274,400	347,100	408,500	438,000	
	73	275,500	348,900	409,700	439,200	
	74	276,700	350,800	410,900	440,400	
	75	278,000	352,800	412,200	441,600	
	76	279,000	354,800	413,600	442,800	
	77	280,200	356,400	414,900	444,000	
	78	281,400	358,300	416,100	445,200	
	79	282,600	360,100	417,100	446,400	
	80	283,800	362,000	418,300	447,600	
	81	284,900	363,800	419,500	448,700	
	82	286,100	365,800	420,700	449,300	
	83	287,300	367,900	421,900	449,800	
	84	288,500	369,800	422,900	450,300	
	85	289,500	371,700	424,000	450,800	
	86	290,600	373,600	425,000	451,300	
再任用教職員以外の教職員	87	291,600	375,500	426,000	451,800	
	88	292,800	377,400	427,000	452,300	
	89	293,900	379,100	427,900	452,700	
	90	295,000	380,900	428,700	453,200	
	91	296,200	382,800	429,500	453,600	

92	297,400	384,700	430,300	454,000
93	297,900	386,300	431,100	454,400
94	298,900	387,400	431,500	454,800
95	300,000	388,700	431,900	455,200
96	301,200	389,900	432,300	455,600
97	302,200	391,300	432,700	455,900
98	303,300	392,300	433,000	
99	304,300	393,400	433,300	
100	305,400	394,400	433,600	
101	306,300	395,300	433,900	
102	307,400	396,300	434,200	
103	308,500	397,400	434,500	
104	309,500	398,500	434,700	
105	310,100	399,200	434,900	
106	311,000	400,100	435,200	
107	311,800	401,000	435,500	
108	312,600	401,900	435,700	
109	313,500	402,700	435,900	
110	313,900	403,600	436,200	
111	314,300	404,400	436,500	
112	314,800	405,200	436,700	
113	315,400	405,800	436,900	
114	315,800	406,500	437,200	
115	316,300	407,200	437,500	
116	316,800	407,900	437,700	
117	317,400	408,500	437,900	
118	317,900	409,000		
119	318,300	409,400		
120	318,800	409,800		
121	319,300	410,200		
122	319,700	410,500		
123	320,200	410,800		
124	320,700	411,000		
125	321,300	411,200		
126	321,600	411,500		
127	321,900	411,800		
128	322,200	412,000		
129	322,400	412,200		
130	322,700	412,500		
131	323,000	412,800		
132	323,300	413,000		
133	323,500	413,200		
134	323,700	413,500		
135	323,900	413,800		
136	324,200	414,000		
137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		

141	325,500	415,200			
142	325,700	415,500			
143	326,000	415,800			
144	326,200	416,000			
145	326,500	416,200			
146	326,700	416,500			
147	327,000	416,800			
148	327,300	417,000			
149	327,500	417,200			
150	327,700	417,500			
151	328,000	417,800			
152	328,300	418,000			
153	328,500	418,200			
154	328,800				
155	329,100				
156	329,300				
157	329,500				
158	329,800				
159	330,100				
160	330,300				
161	330,500				
162	330,800				
163	331,100				
164	331,300				
165	331,500				
166	331,800				
167	332,100				
168	332,300				
169	332,500				
170	332,800				
171	333,100				
172	333,300				
173	333,500				
174	333,800				
175	334,100				
176	334,300				
177	334,500				
再任用教職員	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考

- 1 この表は、特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び寄宿舎指導員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教諭、養護教諭及び栄養教諭 2級3号給の給料月額に相当する額
 - (2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1級5号給の給料月額に相当する額

イ 教育職給料表（４）

教職 員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	175,800	264,100	273,700	386,400
	2	161,500	177,900	266,600	276,100	387,900
	3	163,000	180,000	268,900	278,300	389,400
	4	164,500	182,200	271,200	280,500	390,800
	5	166,100	184,200	273,700	282,800	392,000
	6	168,000	186,400	276,100	285,300	393,300
	7	169,800	188,600	278,300	287,900	394,400
	8	171,600	190,800	280,500	290,500	395,500
	9	173,300	193,000	282,600	292,900	396,900
	10	175,400	195,800	284,900	295,600	398,100
	11	177,400	198,500	287,300	298,300	399,300
	12	179,400	201,200	289,400	300,900	400,600
	13	181,300	204,000	291,800	303,400	401,800
	14	183,500	205,700	293,800	305,700	402,800
	15	185,700	207,300	295,700	308,000	404,200
	16	187,900	209,000	297,700	310,400	405,500
	17	190,100	210,800	299,800	312,800	406,700
	18	192,700	212,400	302,200	315,200	408,200
	19	195,200	214,100	304,700	317,900	409,700
	20	197,700	215,700	307,400	320,800	411,200
	21	200,200	217,500	309,600	323,200	412,600
	22	201,900	219,400	312,000	325,100	414,000
	23	203,600	221,300	314,200	327,000	415,500
	24	205,300	223,200	316,800	329,100	417,100
	25	206,800	224,700	319,400	331,100	418,500
	26	208,200	226,700	321,700	333,300	419,900
	27	209,800	228,700	323,900	335,400	421,300
	28	211,300	230,700	326,000	337,400	422,600
	29	213,000	232,500	328,200	339,600	423,900
	30	214,700	236,100	329,900	341,500	425,300
	31	216,400	239,700	332,000	343,700	426,700
	32	218,100	243,300	334,000	345,800	428,100
	33	219,400	246,900	335,800	347,500	429,300
	34	221,100	250,300	337,900	349,300	430,600
	35	222,800	253,700	340,000	351,200	431,800
	36	224,500	257,000	342,000	353,100	433,100
	37	225,900	260,200	344,000	354,900	434,200
	38	227,600	263,200	345,900	356,700	435,400
	39	229,300	266,300	347,900	358,700	436,700
	40	231,000	269,400	349,800	360,900	438,000
	41	232,600	272,500	351,300	363,000	439,300
	42	234,300	274,700	353,100	365,000	440,500
	43	235,900	276,900	354,700	367,100	441,500
	44	237,500	278,800	356,400	369,100	442,600

再任 教員 以外 の教 職員	45	239,200	281,100	358,200	371,100	443,800
	46	240,700	283,000	360,000	373,300	444,600
	47	242,000	284,900	361,900	375,500	445,400
	48	243,400	286,900	363,700	377,700	446,300
	49	244,600	288,600	365,500	379,700	447,200
	50	246,000	290,900	367,500	381,300	447,700
	51	247,400	293,200	369,500	382,900	448,200
	52	248,600	295,700	371,500	384,400	448,700
	53	249,700	297,700	373,400	385,800	449,200
	54	251,100	300,100	375,400	387,300	449,700
	55	252,300	302,300	377,400	388,800	450,200
	56	253,300	304,900	379,400	390,200	450,600
	57	254,500	307,200	381,100	391,400	451,000
	58	255,700	309,600	382,300	392,700	451,400
	59	256,800	311,900	383,500	393,800	451,800
	60	258,000	314,100	384,600	394,900	452,200
	61	259,400	316,300	385,500	396,300	452,600
	62	260,200	318,300	386,700	397,500	453,000
	63	261,400	320,300	387,700	398,700	453,400
	64	262,300	322,300	388,800	400,000	453,800
	65	263,300	324,200	390,000	401,200	454,100
	66	264,700	326,300	391,000	402,200	
	67	265,800	328,400	392,100	403,600	
	68	267,100	330,400	393,300	404,900	
	69	268,700	332,500	394,300	406,100	
	70	270,200	334,600	395,400	407,200	
	71	271,500	336,800	396,500	408,400	
	72	272,900	339,000	397,600	409,500	
	73	273,900	340,700	398,500	410,500	
	74	274,900	342,600	399,400	411,700	
	75	276,100	344,300	400,400	412,900	
	76	277,100	346,100	401,400	414,100	
	77	278,300	347,900	402,200	414,700	
	78	279,400	349,700	403,000	415,500	
	79	280,600	351,100	403,700	416,200	
	80	281,800	352,900	404,500	416,700	
	81	283,000	354,100	405,200	417,000	
	82	283,900	355,800	406,000	417,400	
	83	285,100	357,500	406,700	417,800	
	84	286,300	359,100	407,400	418,200	
	85	287,200	361,000	408,000	418,500	
	86	288,100	362,600	408,700	418,900	
	87	288,800	364,400	409,200	419,300	
	88	289,800	366,200	409,900	419,600	
	89	290,800	367,900	410,300	419,900	
	90	291,700	369,500	410,700	420,300	
	91	292,600	371,100	411,000	420,700	
	92	293,400	372,700	411,300	421,000	
	93	293,700	374,300	411,600	421,300	

94	294, 400	375, 300	411, 900	421, 600
95	295, 100	376, 300	412, 200	421, 900
96	295, 900	377, 300	412, 400	422, 100
97	296, 700	378, 100	412, 600	422, 300
98	297, 500	379, 000	412, 900	422, 600
99	298, 300	379, 900	413, 200	422, 900
100	299, 000	380, 900	413, 400	423, 100
101	299, 900	381, 700	413, 600	423, 300
102	300, 400	382, 700	413, 900	423, 600
103	300, 900	383, 700	414, 200	423, 900
104	301, 400	384, 700	414, 400	424, 100
105	301, 600	385, 300	414, 600	424, 300
106	302, 000	386, 200	414, 900	424, 600
107	302, 300	387, 100	415, 200	424, 900
108	302, 500	388, 000	415, 400	425, 100
109	302, 700	388, 800	415, 600	425, 300
110	302, 900	389, 500	415, 900	
111	303, 200	390, 300	416, 200	
112	303, 500	391, 100	416, 400	
113	303, 700	391, 700	416, 600	
114	303, 900	392, 500	416, 900	
115	304, 100	393, 200	417, 200	
116	304, 400	393, 900	417, 400	
117	304, 700	394, 500	417, 600	
118	305, 000	395, 200		
119	305, 300	395, 700		
120	305, 600	396, 300		
121	305, 800	397, 000		
122	306, 000	397, 600		
123	306, 200	398, 100		
124	306, 500	398, 600		
125	306, 800	398, 900		
126	307, 000	399, 200		
127	307, 300	399, 500		
128	307, 500	399, 800		
129	307, 700	400, 100		
130	308, 000	400, 400		
131	308, 300	400, 700		
132	308, 500	401, 000		
133	308, 700	401, 300		
134	309, 000	401, 600		
135	309, 300	401, 900		
136	309, 500	402, 200		
137	309, 700	402, 400		
138		402, 700		
139		403, 000		
140		403, 200		
141		403, 400		
142		403, 700		

143			404,000			
144			404,200			
145			404,400			
146			404,700			
147			405,000			
148			405,200			
149			405,400			
150			405,700			
151			406,000			
152			406,200			
153			406,400			
154			406,700			
155			407,000			
156			407,200			
157			407,400			
再任用教職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教諭、養護教諭及び栄養教諭 2級5号給の給料月額に相当する額
 - (2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1級3号給の給料月額に相当する額

別表第2（第7条関係）

行政職給料表

教職 員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	152,400	222,600	252,600	260,400
	2	153,500	224,600	254,600	262,500
	3	154,600	226,600	256,500	264,600
	4	155,700	228,600	258,500	267,000
	5	156,900	230,700	260,400	269,200
	6	158,200	232,700	262,500	271,500
	7	159,400	234,700	264,600	273,800
	8	160,700	236,700	267,000	276,100
	9	161,800	238,700	269,000	278,400
	10	163,500	240,600	271,300	280,600
	11	165,100	242,100	273,600	282,700
	12	166,800	243,600	275,900	285,000
	13	168,600	244,300	278,000	287,300
	14	170,400	245,900	280,200	289,800
	15	172,100	247,400	282,300	292,200
	16	173,900	249,000	284,600	294,400
	17	175,600	250,500	286,700	296,600
	18	177,500	252,200	289,100	299,100
	19	179,300	253,800	291,400	301,500
	20	181,200	255,500	293,500	304,000
	21	183,000	257,300	295,900	306,100
	22	184,900	259,100	298,200	308,400
	23	186,700	261,000	300,400	310,600
	24	188,600	263,000	302,700	313,000
	25	190,600	264,700	304,700	315,100
	26	192,500	266,800	306,700	317,400
	27	194,400	268,800	308,800	319,500
	28	196,300	270,800	310,900	321,900
	29	198,300	272,600	312,800	324,100
	30	200,200	274,500	314,700	326,300
	31	202,100	276,300	316,600	328,500
	32	204,000	278,300	318,700	330,900
	33	206,000	280,200	320,800	332,900
	34	207,900	282,300	322,800	334,900
	35	209,800	284,400	324,600	337,000
	36	211,700	286,100	326,700	339,100
	37	213,600	288,100	328,500	341,200
	38	215,600	290,100	330,300	343,400
	39	217,600	292,200	332,200	345,700
	40	219,600	294,300	333,900	348,000
	41	221,400	296,300	335,800	350,100
	42	223,400	298,300	337,500	352,400

再任 用教 員 以 外 の 教 員	43	225,400	300,200	339,300	354,700
	44	227,400	302,300	341,100	356,900
	45	229,100	304,300	342,800	359,100
	46	231,100	306,200	344,600	361,300
	47	233,100	308,100	346,400	363,400
	48	235,100	310,100	348,100	365,600
	49	236,800	312,300	349,900	367,600
	50	238,700	314,100	351,500	369,600
	51	240,200	315,700	353,100	371,600
	52	241,700	317,600	354,800	373,600
	53	242,200	319,200	356,300	375,500
	54	243,500	320,900	357,800	377,300
	55	244,700	322,700	359,200	379,200
	56	246,000	324,300	360,700	381,100
	57	247,200	326,100	362,200	382,600
	58	248,600	327,400	363,500	384,200
	59	249,900	328,800	364,900	385,900
	60	251,300	330,100	366,300	387,500
	61	252,600	331,500	367,400	389,000
	62	254,000	332,800	368,600	390,200
	63	255,500	334,000	369,900	391,400
	64	257,200	335,200	371,200	392,700
	65	258,600	336,400	372,300	393,800
	66	260,200	337,600	373,200	394,800
	67	261,800	338,800	374,200	395,900
	68	263,500	340,100	375,200	397,000
	69	264,800	341,200	376,000	397,900
	70	266,100	342,500	376,900	398,800
	71	267,200	343,700	377,800	399,700
	72	268,500	344,900	378,700	400,600
	73	269,900	346,200	379,500	401,300
	74	271,200	347,400	380,300	402,200
	75	272,600	348,700	381,200	403,100
	76	273,700	350,000	382,100	404,000
	77	274,800	351,100	382,800	404,700
	78	276,000	352,100	383,600	405,600
	79	277,300	353,100	384,400	406,500
	80	278,600	354,100	385,200	407,400
	81	279,600	354,900	385,500	408,100
	82	280,500	355,800	386,200	408,900
	83	281,500	356,700	387,000	409,800
	84	282,600	357,600	387,800	410,700
	85	283,500	358,400	388,400	411,300
	86	284,400	359,100	389,000	412,200
	87	285,300	359,800	389,600	413,100
	88	286,400	360,600	390,300	414,000
	89	287,300	361,500	390,900	414,600
	90	287,800	362,300	391,600	415,400
	91	288,300	363,100	392,300	416,200

92	288,900	363,900	393,000	417,100
93	289,100	364,500	393,600	417,700
94	289,600	365,200	394,200	418,500
95	290,200	366,000	394,900	419,400
96	290,700	366,800	395,600	420,300
97	291,200	367,200	395,900	420,900
98	291,700	367,900	396,600	421,700
99	292,300	368,600	397,300	422,300
100	292,900	369,300	398,000	422,700
101	293,200	370,000	398,600	422,800
102	293,700	370,700	399,200	423,100
103	294,300	371,400	399,600	423,400
104	294,800	372,100	400,000	423,600
105	295,000	372,600	400,100	423,900
106		373,300	400,200	424,000
107		374,000	400,300	424,100
108		374,700	400,400	424,300
109		375,300	400,500	424,600
110		376,000	400,600	424,800
111		376,700	400,700	425,000
112		377,400	400,800	425,100
113		377,800	400,900	425,200
114		378,500	401,000	425,400
115		379,100	401,100	426,000
116		379,800	401,200	426,800
117		380,300	401,300	427,600
118		380,900		
119		381,600		
120		382,300		
121		382,800		
122		383,500		
123		384,200		
124		384,900		
125		385,400		
126		386,000		
127		386,500		
128		387,200		
129		387,700		
再任用教職員	227,500	244,700	276,700	303,300

備考

- 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の学校事務職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第3（第7条関係）

医 療 職 給 料 表 （2）

教職 員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	152,400	222,600	252,600
	2	153,500	224,600	254,600
	3	154,600	226,600	256,500
	4	155,700	228,600	258,500
	5	156,900	230,700	260,400
	6	158,200	232,700	262,500
	7	159,400	234,700	264,600
	8	160,700	236,700	267,000
	9	161,800	238,700	269,000
	10	163,500	240,600	271,300
	11	165,100	242,100	273,600
	12	166,800	243,600	275,900
	13	168,600	244,300	278,000
	14	170,400	245,900	280,200
	15	172,100	247,400	282,300
	16	173,900	249,000	284,600
	17	175,600	250,500	286,700
	18	177,500	252,200	289,100
	19	179,300	253,800	291,400
	20	181,200	255,500	293,500
	21	183,000	257,300	295,900
	22	184,900	259,100	298,200
	23	186,700	261,000	300,400
	24	188,600	263,000	302,700
	25	190,600	264,700	304,700
	26	192,500	266,800	306,700
	27	194,400	268,800	308,800
	28	196,300	270,800	310,900
	29	198,300	272,600	312,800
	30	200,200	274,500	314,700
	31	202,100	276,300	316,600
	32	204,000	278,300	318,700
	33	206,000	280,200	320,800
	34	207,900	282,300	322,800
	35	209,800	284,400	324,600
	36	211,700	286,100	326,700
	37	213,600	288,100	328,500
	38	215,600	290,100	330,300
	39	217,600	292,200	332,200
	40	219,600	294,300	333,900
	41	221,400	296,300	335,800
	42	223,400	298,300	337,500

再任 用教 員 以 外 の 教 員	43	225,400	300,200	339,300
	44	227,400	302,300	341,100
	45	229,100	304,300	342,800
	46	231,100	306,200	344,600
	47	233,100	308,100	346,400
	48	235,100	310,100	348,100
	49	236,800	312,300	349,900
	50	238,700	314,100	351,500
	51	240,200	315,700	353,100
	52	241,700	317,600	354,800
	53	242,200	319,200	356,300
	54	243,800	320,900	357,800
	55	245,400	322,700	359,200
	56	246,900	324,300	360,700
	57	248,400	326,100	362,200
	58	250,100	327,400	363,500
	59	251,700	328,800	364,900
	60	253,400	330,100	366,300
	61	255,100	331,500	367,400
	62	256,700	332,800	368,600
	63	258,600	334,000	369,900
	64	260,600	335,200	371,200
	65	262,200	336,400	372,300
	66	264,200	337,600	373,200
	67	266,100	338,800	374,200
	68	268,000	340,100	375,200
	69	269,700	341,200	376,000
	70	271,400	342,500	376,900
	71	272,900	343,700	377,800
	72	274,500	344,900	378,700
	73	276,300	346,200	379,500
	74	278,000	347,400	380,300
	75	279,600	348,700	381,200
	76	281,000	350,000	382,100
	77	282,700	351,100	382,800
	78	284,300	352,100	383,600
	79	286,000	353,100	384,400
	80	287,700	354,100	385,200
	81	289,300	354,900	385,500
	82	290,500	355,800	386,200
	83	291,800	356,700	387,000
	84	293,200	357,600	387,800
	85	294,400	358,400	388,400
	86	295,500	359,100	389,000
	87	296,600	359,800	389,600
	88	297,900	360,600	390,300
	89	299,200	361,500	390,900
	90	300,000	362,300	391,600
	91	300,700	363,100	392,300

92	301,700	363,900	393,000
93	302,400	364,500	393,600
94	302,800	365,200	394,200
95	303,300	366,000	394,900
96	303,700	366,800	395,600
97	304,100	367,200	395,900
98		367,900	396,600
99		368,600	397,300
100		369,300	398,000
101		370,000	398,600
102		370,700	399,200
103		371,400	399,600
104		372,100	400,000
105		372,600	400,100
106		373,300	400,200
107		374,000	400,300
108		374,700	400,400
109		375,300	400,500
110		376,000	400,600
111		376,700	400,700
112		377,400	400,800
113		377,800	400,900
114		378,500	401,000
115		379,100	401,100
116		379,800	401,200
117		380,300	401,300
118		380,900	
119		381,600	
120		382,300	
121		382,800	
122		383,500	
123		384,200	
124		384,900	
125		385,400	
126		386,000	
127		386,500	
128		387,200	
129		387,700	
再任用教職員	230,000	244,700	276,700

備考

- 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の学校栄養職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務教職員である学校栄養職員の基礎となる給料月額は、1級13号給の給料月額に相当する額とする。

第2条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第1項各号中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同号イ中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

別表第2中

「

118	380,900
119	381,600
120	382,300
121	382,800
122	383,500
123	384,200
124	384,900
125	385,400
126	386,000
127	386,500
128	387,200
129	387,700

を

」

「

118	380,900	401,400
119	381,600	401,500
120	382,300	401,600
121	382,800	401,700
122	383,500	401,800
123	384,200	401,900
124	384,900	402,000
125	385,400	402,100
126	386,000	
127	386,500	

128	387,200	に
129	387,700	
130	388,100	
131	388,500	
132	388,800	
133	389,100	
134	389,300	
135	389,500	
136	389,600	
137	389,700	

」

改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条並びに付則第8項及び第9項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（次項並びに付則第6項及び第7項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 3 平成31年4月1日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（付則第5項から第7項までの規定において「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教職員のうち、教育委員会の定める教職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に教育委員会の定めるところによる。
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 4 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(教職員が受けていた号給等の基礎)

5 前2項の規定の適用については、教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

6 施行日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなる教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のある教職員の当該適用又は異動の日における号給については、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

7 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

8 第2条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第21条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(人事委員会規則で定める教職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第21条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の条例第21条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる教職員

(2) 旧手当額から改正後の条例第21条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

9 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(委任)

- 10 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第46号

北九州市職員の特務手当に関する条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(北九州市職員の特務手当に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市職員の特務手当に関する条例(昭和41年北九州市条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表の9の項中「3,600円」を「2,700円」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表第7の1の項中「3,600円」を「2,700円」に改める。

付 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

北九州市議会議員選挙選挙公報発行に関する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第47号

北九州市議会議員選挙選挙公報発行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第172条の2の規定に基づき、北九州市議会議員の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。）における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(発行)

第2条 北九州市選挙管理委員会（以下「市の委員会」という。）は、北九州市議会議員の選挙においては、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を1回発行しなければならない。

(掲載の申請)

第3条 候補者が、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、市の委員会の指定する期日までに、文書で市の委員会に申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なうような内容を記載してはならない。

(掲載の方法)

第4条 市の委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、市の委員会がくじで定める。

3 前条第1項の規定による申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(配布)

第5条 選挙公報は、市の委員会の定めるところにより、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布しなければならない。

(発行を中止する場合)

第6条 公職選挙法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要

としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

(申請等の時間)

第7条 この条例に定める事項又はこの条例に基づき市の委員会が定める事項について市の委員会に対してする申請その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、市の委員会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される再選挙及び補欠選挙については、適用しない。

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第40号

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年北九州市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項に次の1号を加える。

（3） 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合
当該決定を受けたことを証する書類

第15条を第22条とし、第14条の次に次の7条を加える。

（委員会の所掌事務）

第15条 北九州市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）

は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1） 災害弔慰金の支給に係る死亡と災害との因果関係に関する事項
- （2） 災害障害見舞金の支給に係る障害と災害との因果関係に関する事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し市長が必要と認める事項

（委員長及び副委員長）

第16条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第17条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開しない。

（関係者の出席等）

第18条 委員会は、第15条各号に掲げる事項を調査審議するため必要があ

ると認めるときは、関係者に対し、会議への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委員及び臨時委員の守秘義務)

第19条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第20条 委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委員長への委任)

第21条 第15条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規則中第11条第2項に1号を加える改正規定は公布の日から、第15条を第22条とし、第14条の次に7条を加える改正規定は令和2年4月1日から施行する。

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第41号

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期
日を定める規則

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年北九州市
条例第38号）の施行期日は、令和元年12月23日とする。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第42号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年北九州市条例第45号）の施行期日は、令和元年12月23日とする。

北九州市告示第 290 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを令和元年 12 月 11 日に確認した旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和元年 12 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
北九州市若松区響町二丁目 4 から 6 まで、 7 の 1、8 の 1 地先公有水面埋立地	36 万 4,856.77

北九州市告示第 291 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、北九州市の町の区域を次のように変更する。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

令和元年 12 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

次の区域を若松区響町二丁目の町区域に編入する。

新たに生じた土地
北九州市若松区響町二丁目 4 から 6 まで、7 の 1、8 の 1 地先公有水面埋立地 36 万 4,856.77 平方メートル

北九州市公告第535号

市有財産を一般競争入札により貸し付けるので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）（以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 貸し付ける物件

- (1) 所在地 小倉北区堺町一丁目80番4のうち
- (2) 貸付予定面積 114平方メートル
- (3) 最低貸付料（年額） 426,166円
- (4) 用途の指定 時間貸し自転車駐車場を設置する目的に限る。

2 貸付契約の内容

北九州市公有財産管理規則（昭和39年北九州市規則第61号）の規定に基づく土地の貸し付け

3 貸付期間

契約書で定める日から令和3年3月31日まで

4 貸付期間の延長

令和12年3月31日まで1年単位で延長することができる。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から令和2年1月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和元年12月30日から令和2年1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

6 入札条件を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課

(2) 期間

公告日から令和2年1月14日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

7 現地見学会

実施しない。

8 入札参加申込を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局道路部道路維持課

(2) 期間

令和2年1月10日及び同月14日のそれぞれ午前9時から午後5時まで来庁日時についてはあらかじめ北九州市建設局道路部道路維持課に電話で連絡すること。

9 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 令和2年1月22日 午前10時30分

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所地下2階第5入札室

10 入札保証金

(1) 貸付料(年額)の6月分以上の額

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

(3) 契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 入札に参加するための要件

(1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

(2) 入札参加申込みは、所定の様式に登記事項証明書(履歴事項全部証明書で発行後3月以内のものに限る。)を添付し、持参することにより行わなければならない。

12 入札に参加できる者の資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 現に時間貸し自転車駐車を管理運営し、3年以上の実績を有する法人

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されている者

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(4) 北九州市から指名停止処分を受けている期間中でない者

1.3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 最低貸付料を下回る価格による入札

(2) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

1.4 入札の中止

入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

1.5 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局道路部道路維持課

電話 093-582-2274

北九州市公告第537号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

家庭ごみ収集用指定袋 860万枚

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 令和2年7月31日

(4) 納入場所 市の指示する場所

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

ア 960万枚 令和2年4月頃

イ 985万枚 令和2年6月頃

ウ 960万枚 令和2年8月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 令和元年10月18日

(7) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-

2 (2) に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告の日前5年間に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）又は北九州市の外郭団体及びこれと同様の団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（納入数量の合計が172万枚以上であるものに限る。）があること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年1月14日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和元年12月30日から令和2年1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和2年1月29日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和2年1月14日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和2年1月14日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和2年1月22日から同月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月29日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和2年1月28日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和2年1月29日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Clear plastic bag for household garbage

Quantity: 8,600,000 sheets

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., January 29, 2020

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., January 28, 2020

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市上下水道局管理規程第5号

北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月20日

北九州市上下水道局長 中西満信

北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給料表（1）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	152,400	222,600	252,600	260,400	306,700	344,100	410,300
	2	153,500	224,600	254,600	262,500	309,000	346,800	413,100
	3	154,600	226,600	256,500	264,600	311,200	349,600	415,800
	4	155,700	228,600	258,500	267,000	313,600	352,400	418,500
	5	156,900	230,700	260,400	269,200	315,800	355,000	421,300
	6	158,200	232,700	262,500	271,500	318,200	357,900	424,500
	7	159,400	234,700	264,600	273,800	320,400	360,700	427,700
	8	160,700	236,700	267,000	276,100	322,900	363,500	430,800
	9	161,800	238,700	269,000	278,400	325,100	366,400	434,000
	10	163,500	240,600	271,300	280,600	327,500	369,000	437,300
	11	165,100	242,100	273,600	282,700	329,700	371,500	440,600
	12	166,800	243,600	275,900	285,000	332,200	374,100	443,900
	13	168,600	244,300	278,000	287,300	334,300	376,700	447,200
	14	170,400	245,900	280,200	289,800	336,400	379,500	450,500
	15	172,100	247,400	282,300	292,200	338,600	382,300	453,800
	16	173,900	249,000	284,600	294,400	340,800	385,200	457,100
	17	175,600	250,500	286,700	296,600	343,000	387,900	460,400
	18	177,500	252,200	289,100	299,100	345,300	390,800	463,800
	19	179,300	253,800	291,400	301,500	347,700	393,700	467,100
	20	181,200	255,500	293,500	304,000	350,200	396,500	470,400
	21	183,000	257,300	295,900	306,100	352,400	399,300	473,800
	22	184,900	259,100	298,200	308,400	354,900	401,900	477,200
	23	186,700	261,000	300,400	310,600	357,400	404,500	480,700
	24	188,600	263,000	302,700	313,000	359,700	407,200	484,100
	25	190,600	264,700	304,700	315,100	362,200	409,500	487,200
	26	192,500	266,800	306,700	317,400	364,500	412,000	490,600
	27	194,400	268,800	308,800	319,500	366,700	414,500	494,000
	28	196,300	270,800	310,900	321,900	369,000	417,100	497,500
	29	198,300	272,600	312,800	324,100	371,100	419,600	500,700
	30	200,200	274,500	314,700	326,300	373,600	422,100	504,200
	31	202,100	276,300	316,600	328,500	376,000	424,600	507,700
	32	204,000	278,300	318,700	330,900	378,500	427,000	511,300
	33	206,000	280,200	320,800	332,900	380,700	429,400	514,500
	34	207,900	282,300	322,800	334,900	383,000	431,900	517,800
	35	209,800	284,400	324,600	337,000	385,300	434,400	521,100
	36	211,700	286,100	326,700	339,100	387,600	436,900	524,500
	37	213,600	288,100	328,500	341,200	389,700	439,300	527,600
	38	215,600	290,100	330,300	343,400	392,000	441,800	529,700
	39	217,600	292,200	332,200	345,700	394,300	444,200	531,800
	40	219,600	294,300	333,900	348,000	396,700	446,600	533,900
	41	221,400	296,300	335,800	350,100	398,900	449,200	535,900
	42	223,400	298,300	337,500	352,400	401,000	451,400	536,800

	43	225,400	300,200	339,300	354,700	403,100	453,600	537,700
	44	227,400	302,300	341,100	356,900	405,100	455,800	538,600
	45	229,100	304,300	342,800	359,100	407,100	457,900	539,500
	46	231,100	306,200	344,600	361,300	409,100	459,700	540,200
	47	233,100	308,100	346,400	363,400	411,100	461,600	540,800
	48	235,100	310,100	348,100	365,600	413,200	463,500	541,500
	49	236,800	312,300	349,900	367,600	415,100	465,000	542,500
	50	238,700	314,100	351,500	369,600	416,800	466,700	543,300
	51	240,200	315,700	353,100	371,600	418,600	468,400	544,200
	52	241,700	317,600	354,800	373,600	420,400	470,200	545,000
	53	242,200	319,200	356,300	375,500	421,900	471,900	545,400
	54	243,500	320,900	357,800	377,300	423,500	473,700	545,700
	55	244,700	322,700	359,200	379,200	425,200	475,500	546,600
	56	246,000	324,300	360,700	381,100	426,900	477,200	547,700
	57	247,200	326,100	362,200	382,600	428,400	478,900	548,500
	58	248,600	327,400	363,500	384,200	429,900	480,600	
	59	249,900	328,800	364,900	385,900	431,300	482,300	
	60	251,300	330,100	366,300	387,500	432,800	484,100	
	61	252,600	331,500	367,400	389,000	434,300	485,700	
	62	254,000	332,800	368,600	390,200	435,300	487,100	
再任	63	255,500	334,000	369,900	391,400	436,400	488,300	
用職	64	257,200	335,200	371,200	392,700	437,400	489,400	
員以	65	258,600	336,400	372,300	393,800	438,200	490,100	
外の	66	260,200	337,600	373,200	394,800	439,200	490,500	
職員	67	261,800	338,800	374,200	395,900	440,200	490,900	
	68	263,500	340,100	375,200	397,000	441,200	491,200	
	69	264,800	341,200	376,000	397,900	442,000	491,500	
	70	266,100	342,500	376,900	398,800	443,000	491,700	
	71	267,200	343,700	377,800	399,700	444,000	492,000	
	72	268,500	344,900	378,700	400,600	445,000	492,300	
	73	269,900	346,200	379,500	401,300	445,900	492,800	
	74	271,200	347,400	380,300	402,200	446,800	493,000	
	75	272,600	348,700	381,200	403,100	447,800	493,300	
	76	273,700	350,000	382,100	404,000	448,800	493,400	
	77	274,800	351,100	382,800	404,700	449,400	493,700	
	78	276,000	352,100	383,600	405,600	450,400	493,900	
	79	277,300	353,100	384,400	406,500	451,100	494,800	
	80	278,600	354,100	385,200	407,400	451,700	495,700	
	81	279,600	354,900	385,500	408,100	451,900	496,600	
	82	280,500	355,800	386,200	408,900	452,200		
	83	281,500	356,700	387,000	409,800	452,600		
	84	282,600	357,600	387,800	410,700	452,900		
	85	283,500	358,400	388,400	411,300	453,200		
	86	284,400	359,100	389,000	412,200	453,400		
	87	285,300	359,800	389,600	413,100	453,600		
	88	286,400	360,600	390,300	414,000	453,900		
	89	287,300	361,500	390,900	414,600	454,300		
	90	287,800	362,300	391,600	415,400	454,600		
	91	288,300	363,100	392,300	416,200	455,000		

92	288,900	363,900	393,000	417,100	455,200		
93	289,100	364,500	393,600	417,700	455,300		
94	289,600	365,200	394,200	418,500	455,600		
95	290,200	366,000	394,900	419,400	456,400		
96	290,700	366,800	395,600	420,300	457,300		
97	291,200	367,200	395,900	420,900	458,200		
98	291,700	367,900	396,600	421,700	459,100		
99	292,300	368,600	397,300	422,300	460,000		
100	292,900	369,300	398,000	422,700	460,900		
101	293,200	370,000	398,600	422,800	461,700		
102	293,700	370,700	399,200	423,100			
103	294,300	371,400	399,600	423,400			
104	294,800	372,100	400,000	423,600			
105	295,000	372,600	400,100	423,900			
106		373,300	400,200	424,000			
107		374,000	400,300	424,100			
108		374,700	400,400	424,300			
109		375,300	400,500	424,600			
110		376,000	400,600	424,800			
111		376,700	400,700	425,000			
112		377,400	400,800	425,100			
113		377,800	400,900	425,200			
114		378,500	401,000	425,400			
115		379,100	401,100	426,000			
116		379,800	401,200	426,800			
117		380,300	401,300	427,600			
118		380,900					
119		381,600					
120		382,300					
121		382,800					
122		383,500					
123		384,200					
124		384,900					
125		385,400					
126		386,000					
127		386,500					
128		387,200					
129		387,700					
再任用職員	227,500	244,700	276,700	303,300	304,100	345,400	395,200

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

給料表（2）

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

第2条 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第12条の3第1項各号中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同号イ中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

別表第1の給料表(1)中

「

118	380,900					
119	381,600					
120	382,300					
121	382,800					
122	383,500					
123	384,200					
124	384,900					
125	385,400					
126	386,000					
127	386,500					
128	387,200					
129	387,700					

を

」

「

118	380,900	401,400				
119	381,600	401,500				
120	382,300	401,600				
121	382,800	401,700				
122	383,500	401,800				
123	384,200	401,900				
124	384,900	402,000				
125	385,400	402,100				
126	386,000					
127	386,500					

に

128	387,200				
129	387,700				
130	388,100				
131	388,500				
132	388,800				
133	389,100				
134	389,300				
135	389,500				
136	389,600				
137	389,700				

」

改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年12月23日から施行する。ただし、第2条並びに付則第4項及び第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(改正後の規程の施行に関し必要な措置)

- 3 改正後の規程の施行に関し必要な措置については、北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年北九州市条例第38号）の規定が適用される職員の例によるものとする。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程第12条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（管理者が別に定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程（以下この項において「改正後の規程」という。）第12条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該

相当する額を超えない範囲内で管理者が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の規程第12条の3第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の規程第12条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

(委任)

6 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

北九州市交通局管理規程第6号

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月20日

北九州市交通局長 池 上 修

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第2の2までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

企業職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	152,400	222,600	252,600	260,400	306,700	344,100
	2	153,500	224,600	254,600	262,500	309,000	346,800
	3	154,600	226,600	256,500	264,600	311,200	349,600
	4	155,700	228,600	258,500	267,000	313,600	352,400
	5	156,900	230,700	260,400	269,200	315,800	355,000
	6	158,200	232,700	262,500	271,500	318,200	357,900
	7	159,400	234,700	264,600	273,800	320,400	360,700
	8	160,700	236,700	267,000	276,100	322,900	363,500
	9	161,800	238,700	269,000	278,400	325,100	366,400
	10	163,500	240,600	271,300	280,600	327,500	369,000
	11	165,100	242,100	273,600	282,700	329,700	371,500
	12	166,800	243,600	275,900	285,000	332,200	374,100
	13	168,600	244,300	278,000	287,300	334,300	376,700
	14	170,400	245,900	280,200	289,800	336,400	379,500
	15	172,100	247,400	282,300	292,200	338,600	382,300
	16	173,900	249,000	284,600	294,400	340,800	385,200
	17	175,600	250,500	286,700	296,600	343,000	387,900
	18	177,500	252,200	289,100	299,100	345,300	390,800
	19	179,300	253,800	291,400	301,500	347,700	393,700
	20	181,200	255,500	293,500	304,000	350,200	396,500
	21	183,000	257,300	295,900	306,100	352,400	399,300
	22	184,900	259,100	298,200	308,400	354,900	401,900
	23	186,700	261,000	300,400	310,600	357,400	404,500
	24	188,600	263,000	302,700	313,000	359,700	407,200
	25	190,600	264,700	304,700	315,100	362,200	409,500
	26	192,500	266,800	306,700	317,400	364,500	412,000
	27	194,400	268,800	308,800	319,500	366,700	414,500
	28	196,300	270,800	310,900	321,900	369,000	417,100
	29	198,300	272,600	312,800	324,100	371,100	419,600
	30	200,200	274,500	314,700	326,300	373,600	422,100
	31	202,100	276,300	316,600	328,500	376,000	424,600
	32	204,000	278,300	318,700	330,900	378,500	427,000
	33	206,000	280,200	320,800	332,900	380,700	429,400
	34	207,900	282,300	322,800	334,900	383,000	431,900
	35	209,800	284,400	324,600	337,000	385,300	434,400
	36	211,700	286,100	326,700	339,100	387,600	436,900
	37	213,600	288,100	328,500	341,200	389,700	439,300
	38	215,600	290,100	330,300	343,400	392,000	441,800
	39	217,600	292,200	332,200	345,700	394,300	444,200
	40	219,600	294,300	333,900	348,000	396,700	446,600
	41	221,400	296,300	335,800	350,100	398,900	449,200
	42	223,400	298,300	337,500	352,400	401,000	451,400

	43	225,400	300,200	339,300	354,700	403,100	453,600
	44	227,400	302,300	341,100	356,900	405,100	455,800
	45	229,100	304,300	342,800	359,100	407,100	457,900
	46	231,100	306,200	344,600	361,300	409,100	459,700
	47	233,100	308,100	346,400	363,400	411,100	461,600
	48	235,100	310,100	348,100	365,600	413,200	463,500
	49	236,800	312,300	349,900	367,600	415,100	465,000
	50	238,700	314,100	351,500	369,600	416,800	466,700
	51	240,200	315,700	353,100	371,600	418,600	468,400
	52	241,700	317,600	354,800	373,600	420,400	470,200
	53	242,200	319,200	356,300	375,500	421,900	471,900
	54	243,500	320,900	357,800	377,300	423,500	473,700
	55	244,700	322,700	359,200	379,200	425,200	475,500
	56	246,000	324,300	360,700	381,100	426,900	477,200
	57	247,200	326,100	362,200	382,600	428,400	478,900
	58	248,600	327,400	363,500	384,200	429,900	480,600
	59	249,900	328,800	364,900	385,900	431,300	482,300
	60	251,300	330,100	366,300	387,500	432,800	484,100
	61	252,600	331,500	367,400	389,000	434,300	485,700
	62	254,000	332,800	368,600	390,200	435,300	487,100
再任 用職 員以 外の 職員	63	255,500	334,000	369,900	391,400	436,400	488,300
	64	257,200	335,200	371,200	392,700	437,400	489,400
	65	258,600	336,400	372,300	393,800	438,200	490,100
	66	260,200	337,600	373,200	394,800	439,200	490,500
	67	261,800	338,800	374,200	395,900	440,200	490,900
	68	263,500	340,100	375,200	397,000	441,200	491,200
	69	264,800	341,200	376,000	397,900	442,000	491,500
	70	266,100	342,500	376,900	398,800	443,000	491,700
	71	267,200	343,700	377,800	399,700	444,000	492,000
	72	268,500	344,900	378,700	400,600	445,000	492,300
	73	269,900	346,200	379,500	401,300	445,900	492,800
	74	271,200	347,400	380,300	402,200	446,800	493,000
	75	272,600	348,700	381,200	403,100	447,800	493,300
	76	273,700	350,000	382,100	404,000	448,800	493,400
	77	274,800	351,100	382,800	404,700	449,400	493,700
	78	276,000	352,100	383,600	405,600	450,400	493,900
	79	277,300	353,100	384,400	406,500	451,100	494,800
	80	278,600	354,100	385,200	407,400	451,700	495,700
	81	279,600	354,900	385,500	408,100	451,900	496,600
	82	280,500	355,800	386,200	408,900	452,200	
	83	281,500	356,700	387,000	409,800	452,600	
	84	282,600	357,600	387,800	410,700	452,900	
	85	283,500	358,400	388,400	411,300	453,200	
	86	284,400	359,100	389,000	412,200	453,400	
	87	285,300	359,800	389,600	413,100	453,600	
	88	286,400	360,600	390,300	414,000	453,900	
	89	287,300	361,500	390,900	414,600	454,300	
	90	287,800	362,300	391,600	415,400	454,600	
	91	288,300	363,100	392,300	416,200	455,000	

	92	288,900	363,900	393,000	417,100	455,200	
	93	289,100	364,500	393,600	417,700	455,300	
	94	289,600	365,200	394,200	418,500	455,600	
	95	290,200	366,000	394,900	419,400	456,400	
	96	290,700	366,800	395,600	420,300	457,300	
	97	291,200	367,200	395,900	420,900	458,200	
	98	291,700	367,900	396,600	421,700	459,100	
	99	292,300	368,600	397,300	422,300	460,000	
	100	292,900	369,300	398,000	422,700	460,900	
	101	293,200	370,000	398,600	422,800	461,700	
	102	293,700	370,700	399,200	423,100		
	103	294,300	371,400	399,600	423,400		
	104	294,800	372,100	400,000	423,600		
	105	295,000	372,600	400,100	423,900		
	106		373,300	400,200	424,000		
	107		374,000	400,300	424,100		
	108		374,700	400,400	424,300		
	109		375,300	400,500	424,600		
	110		376,000	400,600	424,800		
	111		376,700	400,700	425,000		
	112		377,400	400,800	425,100		
	113		377,800	400,900	425,200		
	114		378,500	401,000	425,400		
	115		379,100	401,100	426,000		
	116		379,800	401,200	426,800		
	117		380,300	401,300	427,600		
	118		380,900				
	119		381,600				
	120		382,300				
	121		382,800				
	122		383,500				
	123		384,200				
	124		384,900				
	125		385,400				
	126		386,000				
	127		386,500				
	128		387,200				
	129		387,700				
再任用職員		227,500	244,700	276,700	303,300	304,100	345,400

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第2（第2条関係）

企業職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	140,600	169,300	196,300	216,100
	2	141,300	170,500	197,800	217,500
	3	142,000	171,700	199,300	218,900
	4	142,700	172,900	200,800	220,400
	5	143,200	174,100	202,300	222,000
	6	144,000	175,500	203,900	223,000
	7	144,800	176,900	205,500	223,900
	8	145,600	178,300	207,100	225,000
	9	146,500	179,600	208,400	226,300
	10	147,400	181,000	209,900	227,800
	11	148,300	182,400	211,000	229,100
	12	149,300	183,800	212,200	230,600
	13	150,000	185,100	212,600	232,000
	14	151,000	186,500	213,600	233,400
	15	152,000	187,900	214,400	234,800
	16	153,000	189,300	215,500	236,300
	17	153,900	190,500	216,100	237,900
	18	154,900	191,900	217,500	239,500
	19	155,800	193,300	218,900	241,100
	20	156,800	194,700	220,400	242,300
	21	157,800	196,000	222,000	243,900
	22	158,600	197,500	223,000	245,600
	23	159,400	199,000	223,900	247,200
	24	160,300	200,500	225,000	249,000
	25	161,200	201,900	226,300	250,500
	26	162,100	203,400	227,900	252,100
	27	162,900	204,900	229,300	253,600
	28	163,800	206,500	230,900	255,200
	29	164,600	207,900	232,100	256,800
	30	165,800	209,400	233,500	258,400
	31	166,800	210,500	234,900	260,000
	32	167,900	211,700	236,400	261,700
	33	168,700	212,000	238,000	263,200
	34	169,900	213,100	239,600	264,900
	35	171,100	214,000	241,200	266,500
	36	172,300	215,200	242,400	268,200
	37	173,500	216,000	244,000	269,600
	38	174,800	217,400	245,700	271,200
	39	176,100	218,800	247,300	272,800
	40	177,400	220,300	249,100	274,300
	41	178,700	221,900	250,600	276,000
	42	180,100	222,900	252,200	277,800

	43	181,500	223,700	253,800	279,500
	44	182,900	224,700	255,500	281,300
	45	184,000	225,600	257,000	283,000
	46	185,400	227,000	258,600	284,700
	47	186,800	228,200	260,200	286,500
	48	188,200	229,600	261,800	288,300
	49	189,400	230,900	263,000	289,700
	50	190,700	232,100	264,300	291,300
	51	192,000	233,300	265,500	292,800
	52	193,300	234,700	266,900	294,300
	53	194,600	236,000	268,000	296,000
	54	195,900	237,200	269,400	297,700
	55	197,200	238,400	270,900	299,300
	56	198,500	239,500	272,400	301,000
	57	199,900	240,900	273,800	302,400
	58	201,200	242,200	275,300	304,000
	59	202,500	243,500	276,700	305,700
	60	203,800	244,900	278,100	307,400
	61	205,100	246,000	279,600	308,700
	62	206,400	247,300	280,900	310,100
	63	207,300	248,500	282,200	311,500
	64	208,400	249,900	283,400	312,900
	65	208,700	251,000	284,900	314,100
	66	209,400	252,000	286,200	315,400
	67	210,100	253,100	287,400	316,700
	68	211,000	254,200	288,700	318,000
	69	211,700	255,300	289,800	319,200
再任 用職 員以 外の 職員	70	212,800	256,400	291,100	320,500
	71	213,700	257,400	292,400	321,800
	72	214,800	258,400	293,600	323,100
	73	216,000	259,300	294,800	324,300
	74	216,700	260,400	296,000	325,500
	75	217,300	261,500	297,200	326,700
	76	218,100	262,700	298,300	327,900
	77	218,700	263,700	299,400	329,100
	78	219,800	264,900	300,500	330,200
	79	220,800	266,000	301,600	331,300
	80	221,900	267,100	302,700	332,400
	81	222,800	268,300	303,700	333,400
	82	223,700	269,400	304,800	334,400
	83	224,700	270,500	305,900	335,500
	84	225,700	271,600	307,000	336,600
	85	226,800	272,600	307,900	337,600
	86	228,000	273,500	308,800	338,600
	87	229,100	274,400	309,800	339,700
	88	230,100	275,400	310,800	340,800
	89	231,100	276,200	311,800	341,700
	90	232,100	277,000	312,700	342,800
	91	233,000	277,800	313,700	343,800

92	234,000	278,500	314,700	344,900
93	235,000	279,200	315,700	345,700
94	236,000	280,000	316,600	346,600
95	236,800	280,700	317,500	347,500
96	237,800	281,400	318,400	348,400
97	238,600	282,000	319,300	349,000
98	239,400	282,600	320,200	349,900
99	240,300	283,200	321,100	350,800
100	241,200	283,800	322,000	351,700
101	241,800	284,500	322,600	352,500
102	242,600	285,100	323,400	353,300
103	243,300	285,700	324,300	354,100
104	244,200	286,300	325,200	355,000
105	244,800	286,900	325,900	355,400
106	245,500	287,500	326,700	355,900
107	246,200	288,100	327,500	356,500
108	246,900	288,600	328,300	357,100
109	247,700	289,200	329,000	357,600
110	248,200	289,700	329,800	357,900
111	248,800	290,200	330,600	358,300
112	249,500	290,600	331,400	358,600
113	250,000	291,100	332,000	358,900
114	250,500	291,500	332,700	359,000
115	251,000	291,900	333,400	359,100
116	251,500	292,400	334,000	359,200
117	252,000	292,700	334,700	359,400
118	252,500	293,100	335,400	359,600
119	252,900	293,400	336,100	359,800
120	253,500	293,900	336,800	360,000
121	253,600	294,300	337,400	360,300
122	254,100	294,700	338,000	360,500
123	254,600	295,100	338,700	360,700
124	255,200	295,600	339,400	360,900
125	255,400	295,900	339,900	361,100
126	255,900	296,300	340,400	
127	256,300	296,700	340,900	
128	256,700	297,100	341,400	
129	257,300	297,400	342,000	
130	257,700	297,800		
131	258,000	298,200		
132	258,400	298,600		
133	258,600	298,900		
134		299,200		
135		299,600		
136		300,000		
137		300,200		
138		300,500		
139		300,800		
140		301,200		

	141		301,400		
再任用職員		224,700	226,700	233,000	265,200

備考

- 1 この表は、旅客自動車運転者、旅客自動車整備士その他別に管理者が定める職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第2の2（第2条関係）

企業職特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

第2条 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第14条第1項各号中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同号イ中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

別表第1中

「

118	380,900			
119	381,600			
120	382,300			
121	382,800			
122	383,500			
123	384,200			
124	384,900			
125	385,400			
126	386,000			
127	386,500			
128	387,200			
129	387,700			

を

「

118	380,900	401,400		
119	381,600	401,500		
120	382,300	401,600		
121	382,800	401,700		
122	383,500	401,800		
123	384,200	401,900		
124	384,900	402,000		
125	385,400	402,100		
126	386,000			
127	386,500			

に

128	387,200			
129	387,700			
130	388,100			
131	388,500			
132	388,800			
133	389,100			
134	389,300			
135	389,500			
136	389,600			
137	389,700			

」

改める。

付 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年12月23日から施行する。ただし、第2条並びに付則第4項及び第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の北九州市交通局企業職員の給与に関する規程(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(改正後の規程の施行に関し必要な措置)

3 改正後の規程の施行に関し必要な措置については、北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年北九州市条例第38号)の規定が適用される職員の例によるものとする。

(住居手当に関する経過措置)

4 第2条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の北九州市交通局企業職員の給与に関する規程第14条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(管理者が別に定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の北九州市交通局企業職員の給与に関する規程(以下この項において「改正後の規程」という。)第14条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超え

ない範囲内で管理者が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。
)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の規程第14条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の規程第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

(委任)

6 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

北九州市公営競技局管理規程第3号

北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月20日

北九州市公営競技局長 上野孝司

北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給料表（1）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	152,400	222,600	252,600	260,400	306,700	344,100	410,300
	2	153,500	224,600	254,600	262,500	309,000	346,800	413,100
	3	154,600	226,600	256,500	264,600	311,200	349,600	415,800
	4	155,700	228,600	258,500	267,000	313,600	352,400	418,500
	5	156,900	230,700	260,400	269,200	315,800	355,000	421,300
	6	158,200	232,700	262,500	271,500	318,200	357,900	424,500
	7	159,400	234,700	264,600	273,800	320,400	360,700	427,700
	8	160,700	236,700	267,000	276,100	322,900	363,500	430,800
	9	161,800	238,700	269,000	278,400	325,100	366,400	434,000
	10	163,500	240,600	271,300	280,600	327,500	369,000	437,300
	11	165,100	242,100	273,600	282,700	329,700	371,500	440,600
	12	166,800	243,600	275,900	285,000	332,200	374,100	443,900
	13	168,600	244,300	278,000	287,300	334,300	376,700	447,200
	14	170,400	245,900	280,200	289,800	336,400	379,500	450,500
	15	172,100	247,400	282,300	292,200	338,600	382,300	453,800
	16	173,900	249,000	284,600	294,400	340,800	385,200	457,100
	17	175,600	250,500	286,700	296,600	343,000	387,900	460,400
	18	177,500	252,200	289,100	299,100	345,300	390,800	463,800
	19	179,300	253,800	291,400	301,500	347,700	393,700	467,100
	20	181,200	255,500	293,500	304,000	350,200	396,500	470,400
	21	183,000	257,300	295,900	306,100	352,400	399,300	473,800
	22	184,900	259,100	298,200	308,400	354,900	401,900	477,200
	23	186,700	261,000	300,400	310,600	357,400	404,500	480,700
	24	188,600	263,000	302,700	313,000	359,700	407,200	484,100
	25	190,600	264,700	304,700	315,100	362,200	409,500	487,200
	26	192,500	266,800	306,700	317,400	364,500	412,000	490,600
	27	194,400	268,800	308,800	319,500	366,700	414,500	494,000
	28	196,300	270,800	310,900	321,900	369,000	417,100	497,500
	29	198,300	272,600	312,800	324,100	371,100	419,600	500,700
	30	200,200	274,500	314,700	326,300	373,600	422,100	504,200
	31	202,100	276,300	316,600	328,500	376,000	424,600	507,700
	32	204,000	278,300	318,700	330,900	378,500	427,000	511,300
	33	206,000	280,200	320,800	332,900	380,700	429,400	514,500
	34	207,900	282,300	322,800	334,900	383,000	431,900	517,800
	35	209,800	284,400	324,600	337,000	385,300	434,400	521,100
	36	211,700	286,100	326,700	339,100	387,600	436,900	524,500
	37	213,600	288,100	328,500	341,200	389,700	439,300	527,600
	38	215,600	290,100	330,300	343,400	392,000	441,800	529,700
	39	217,600	292,200	332,200	345,700	394,300	444,200	531,800
	40	219,600	294,300	333,900	348,000	396,700	446,600	533,900
	41	221,400	296,300	335,800	350,100	398,900	449,200	535,900
	42	223,400	298,300	337,500	352,400	401,000	451,400	536,800
	43	225,400	300,200	339,300	354,700	403,100	453,600	537,700

	44	227,400	302,300	341,100	356,900	405,100	455,800	538,600
	45	229,100	304,300	342,800	359,100	407,100	457,900	539,500
	46	231,100	306,200	344,600	361,300	409,100	459,700	540,200
	47	233,100	308,100	346,400	363,400	411,100	461,600	540,800
	48	235,100	310,100	348,100	365,600	413,200	463,500	541,500
	49	236,800	312,300	349,900	367,600	415,100	465,000	542,500
	50	238,700	314,100	351,500	369,600	416,800	466,700	543,300
	51	240,200	315,700	353,100	371,600	418,600	468,400	544,200
	52	241,700	317,600	354,800	373,600	420,400	470,200	545,000
	53	242,200	319,200	356,300	375,500	421,900	471,900	545,400
	54	243,500	320,900	357,800	377,300	423,500	473,700	545,700
	55	244,700	322,700	359,200	379,200	425,200	475,500	546,600
	56	246,000	324,300	360,700	381,100	426,900	477,200	547,700
	57	247,200	326,100	362,200	382,600	428,400	478,900	548,500
	58	248,600	327,400	363,500	384,200	429,900	480,600	
	59	249,900	328,800	364,900	385,900	431,300	482,300	
	60	251,300	330,100	366,300	387,500	432,800	484,100	
	61	252,600	331,500	367,400	389,000	434,300	485,700	
	62	254,000	332,800	368,600	390,200	435,300	487,100	
再任	63	255,500	334,000	369,900	391,400	436,400	488,300	
用職	64	257,200	335,200	371,200	392,700	437,400	489,400	
員以	65	258,600	336,400	372,300	393,800	438,200	490,100	
外の	66	260,200	337,600	373,200	394,800	439,200	490,500	
職員	67	261,800	338,800	374,200	395,900	440,200	490,900	
	68	263,500	340,100	375,200	397,000	441,200	491,200	
	69	264,800	341,200	376,000	397,900	442,000	491,500	
	70	266,100	342,500	376,900	398,800	443,000	491,700	
	71	267,200	343,700	377,800	399,700	444,000	492,000	
	72	268,500	344,900	378,700	400,600	445,000	492,300	
	73	269,900	346,200	379,500	401,300	445,900	492,800	
	74	271,200	347,400	380,300	402,200	446,800	493,000	
	75	272,600	348,700	381,200	403,100	447,800	493,300	
	76	273,700	350,000	382,100	404,000	448,800	493,400	
	77	274,800	351,100	382,800	404,700	449,400	493,700	
	78	276,000	352,100	383,600	405,600	450,400	493,900	
	79	277,300	353,100	384,400	406,500	451,100	494,800	
	80	278,600	354,100	385,200	407,400	451,700	495,700	
	81	279,600	354,900	385,500	408,100	451,900	496,600	
	82	280,500	355,800	386,200	408,900	452,200		
	83	281,500	356,700	387,000	409,800	452,600		
	84	282,600	357,600	387,800	410,700	452,900		
	85	283,500	358,400	388,400	411,300	453,200		
	86	284,400	359,100	389,000	412,200	453,400		
	87	285,300	359,800	389,600	413,100	453,600		
	88	286,400	360,600	390,300	414,000	453,900		
	89	287,300	361,500	390,900	414,600	454,300		
	90	287,800	362,300	391,600	415,400	454,600		
	91	288,300	363,100	392,300	416,200	455,000		
	92	288,900	363,900	393,000	417,100	455,200		

	93	289,100	364,500	393,600	417,700	455,300		
	94	289,600	365,200	394,200	418,500	455,600		
	95	290,200	366,000	394,900	419,400	456,400		
	96	290,700	366,800	395,600	420,300	457,300		
	97	291,200	367,200	395,900	420,900	458,200		
	98	291,700	367,900	396,600	421,700	459,100		
	99	292,300	368,600	397,300	422,300	460,000		
	100	292,900	369,300	398,000	422,700	460,900		
	101	293,200	370,000	398,600	422,800	461,700		
	102	293,700	370,700	399,200	423,100			
	103	294,300	371,400	399,600	423,400			
	104	294,800	372,100	400,000	423,600			
	105	295,000	372,600	400,100	423,900			
	106		373,300	400,200	424,000			
	107		374,000	400,300	424,100			
	108		374,700	400,400	424,300			
	109		375,300	400,500	424,600			
	110		376,000	400,600	424,800			
	111		376,700	400,700	425,000			
	112		377,400	400,800	425,100			
	113		377,800	400,900	425,200			
	114		378,500	401,000	425,400			
	115		379,100	401,100	426,000			
	116		379,800	401,200	426,800			
	117		380,300	401,300	427,600			
	118		380,900					
	119		381,600					
	120		382,300					
	121		382,800					
	122		383,500					
	123		384,200					
	124		384,900					
	125		385,400					
	126		386,000					
	127		386,500					
	128		387,200					
	129		387,700					
再任用職員		227,500	244,700	276,700	303,300	304,100	345,400	395,200

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

給料表（2）

号給	給料月額
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

第2条 北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第17条第1項各号中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同号イ中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

別表第1の給料表(1)中

「

118	380,900					
119	381,600					
120	382,300					
121	382,800					
122	383,500					
123	384,200					
124	384,900					
125	385,400					
126	386,000					
127	386,500					
128	387,200					
129	387,700					

を

」

「

118	380,900	401,400				
119	381,600	401,500				
120	382,300	401,600				
121	382,800	401,700				
122	383,500	401,800				
123	384,200	401,900				
124	384,900	402,000				
125	385,400	402,100				
126	386,000					
127	386,500					
128	387,200					
129	387,700					

に

130	388,100					
131	388,500					
132	388,800					
133	389,100					
134	389,300					
135	389,500					
136	389,600					
137	389,700					

」

改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年12月23日から施行する。ただし、第2条並びに付則第4項及び第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(改正後の規程の施行に関し必要な措置)

- 3 改正後の規程の施行に関し必要な措置については、北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年北九州市条例第38号）の規定が適用される職員の例によるものとする。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程第17条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（管理者が別に定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程（以下この項において「改正後の規程」という。）第17条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で管理者が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の規程第17条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の規程第17条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に管理者が定める。
(委任)
- 6 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

北九州市選挙管理委員会告示第10号

北九州市議会議員選挙選挙公報発行に関する規程を次のように定める。

令和元年12月20日

北九州市選挙管理委員会

委員長 富増健次

北九州市議会議員選挙選挙公報発行に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市議会議員選挙選挙公報発行に関する条例（令和元年北九州市条例第47号。第4条、第14条及び第15条において「条例」という。）第8条の規定に基づき、選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載する写真)

第2条 選挙公報に掲載する写真は、候補者の白黒の写真とする。

(選挙公報の様式)

第3条 選挙公報は、第1号様式による。

(掲載の申請)

第4条 条例第3条第1項の規定により候補者が選挙公報への掲載の申請をしようとする場合は、第2号様式による申請書に掲載文1通及び候補者の写真2葉（同一の原版によるものに限る。）を添えて、選挙の期日の告示があった日に北九州市の当該区選挙管理委員会（第8条第1項及び第14条において「区の委員会」という。）を経由して、北九州市選挙管理委員会（以下「市の委員会」という。）に申請しなければならない。

(掲載文の作成)

第5条 掲載文は、市の委員会が交付する第3号様式による用紙（以下この条及び次条において「原稿用紙」という。）に、黒色の色素により記載しなければならないが、第2条に規定する写真を除き、色素の濃淡がないものとしなければならない。

2 掲載文には、第2条に規定する写真を原稿用紙の写真欄において使用する場合を除き、写真を使用することができない。

3 掲載文は、漢字、平仮名、片仮名、数字、外国文字その他の文字及び記号、符号、線、圏点及びこれらの類並びに図画、図表、イラストレーション及びこれらの類をもって記載しなければならない。ただし、原稿用紙の氏名欄は、通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字、外国文字その他の文字以外のものは、使用することができない。

- 4 原稿用紙の氏名欄には、立候補の届出書（推薦届出書を含む。）に記載された当該候補者の氏名（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項において準用する同令第88条第8項に規定する通称についての認定を受けた場合にあつては、当該認定を受けた通称）並びに候補者の年齢、職業及び所属党派に関すること以外の事項は、記載することができない。
- 5 原稿用紙の写真欄には、第2条に規定する写真を使用し、文字等は記載することができない。

（図画等の面積制限）

第6条 掲載文に図画、図表、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、原稿用紙の政見等記載欄の面積のおおむね2分の1を超えてはならない。

（候補者の写真）

第7条 候補者の写真は、当該選挙の期日前6箇月以内に撮影した無帽、正面向き上半身の写真で、縦40ミリメートル、横35ミリメートルのものとし、その裏面に候補者の氏名、選挙区及び撮影年月日を記載しなければならない。

（掲載文の撤回及び修正）

第8条 候補者が、既に提出した掲載文を撤回し、又は修正しようとする場合は、第4号様式による申請書（修正の場合は、修正した掲載文1通を添付すること。）を区の委員会を経由して市の委員会に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する撤回又は修正の申請は、第4条の規定による申請期日にしなければならない。

（掲載順序のくじ）

第9条 掲載文を選挙公報に掲載する順序を定めるくじは、第4条の規定による申請期日の午後6時から市の委員会の事務室において行う。

- 2 前項のくじに立ち会う候補者又はその代理人は、くじの開始時刻までに、市の委員会にその旨を申し出なければならない。

（選挙公報の印刷）

第10条 選挙公報は、候補者が提出した掲載文をそのまま写真製版により、黒色で印刷する。

- 2 候補者は、選挙公報の印刷の体裁等について指定することができない。

（違反部分等の措置）

第11条 市の委員会は、第5条及び第6条の規定に違反する掲載文の掲載の申請があった場合又は文字等が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合は、候補者に対し、当該掲載

文の記載の訂正を求めることができる。

2 候補者が前項の規定による求めに応じない場合は、市の委員会は、必要な訂正（選挙公報に掲載しないことも含む。）をすることができる。

3 市の委員会は、前項の規定により選挙公報の掲載文を訂正し、又は掲載しない場合においても、その旨を当該候補者に通知しない。

（選挙公報掲載の中止）

第12条 候補者が、立候補の届出を却下され、死亡し、又は候補者たることを辞し、若しくは辞したものとみなされるに至ったときは、その者に係る掲載文の掲載は中止する。ただし、印刷の手續に着手した後においては、この限りでない。

2 前項の規定により掲載を中止した場合においては、掲載順位が次順位以下の候補者の順位を1ずつ繰り上げることができる。

（選挙公報の余白利用）

第13条 選挙公報には、その余白に選挙に関する啓発又は棄権防止等のための標語等を掲載することができる。

（選挙公報の配布）

第14条 区の委員会は、選挙公報を条例第5条に規定する期限までに当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、配布しなければならない。

（掲載文の返還）

第15条 条例第3条第1項の規定により提出された掲載文及び写真は、返還しない。

付 則

この告示は、令和元年12月20日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

第1面

年 月 日 執 行	
北九州市議会議員選挙 選挙公報	選挙区（定数 人）
発行 北九州市選挙管理委員会	
(2)	(1)
(4)	(3)
(6)	(5)
〔この選挙公報は、候補者から提出された原稿を写真〕 〔にとってそのまま印刷したものです。〕	

備考

- 1 候補者の数により、掲載の様式を変更することがある。
- 2 括弧内の数字は、掲載文の掲載の順序を示す。
- 3 掲載を希望する候補者の数が7人以上である場合には、第2面以降を使用するものとする。この場合の様式及び掲載の順序は、第1面の場合に準じるものとし、各面に掲載する掲載文の数は、選挙の都度、市の委員会が定める。
- 4 選挙公報の規格は、選挙の都度、市の委員会が定める。

第2号様式（第4条関係）

選挙公報掲載申請書

年 月 日

北九州市選挙管理委員会

委員長 様

北九州市議会議員選挙 区選挙区
 候補者 (印)
 連絡先
 電話 番

北九州市議会議員選挙選挙公報発行に関する条例第3条第1項の規定により、
 選挙公報の掲載を受けたいので申請します。

掲 載 文	1	通 別 添 の と お り
写 真	2	葉 別 添 の と お り

備考 この申請書は、 年 月 日午後5時までに当該区選挙管理委員
 会に提出のこと。

(日本産業規格A4)

第3号様式（第5条関係）

北九州市議会議員選挙 選挙公報掲載文原稿用紙	
政 見 等 記 載 欄	写 真 欄
	氏 名 欄
北九州市議会議員選挙 区選挙区 候補者	
(印)	

掲
載
第
順
位

備考 原稿用紙の規格は、選挙の都度、市の委員会が定める。

第4号様式（第8条関係）

選挙公報掲載文撤回（修正）申請書

年 月 日

北九州市選挙管理委員会
委員長 様

北九州市議会議員選挙 区選挙区
候補者 (印)

年 月 日提出した選挙公報の掲載文を、撤回（別添のとおり修正）
したいので申請します。

備考 この申請書は、年 月 日午後5時までに当該区選挙管理委員
会に提出のこと。

（日本産業規格A4）